

点 検 ・ 評 価 報 告 書

2017年4月

国際教養大学大学院
グローバル・コミュニケーション実践研究科
グローバル・コミュニケーション実践専攻

目 次

序章	1
本章	
1 使命・目的	2
2 教育内容・方法・成果	
(1) 教育課程・教育内容	5
(2) 教育方法	18
(3) 成果	25
3 教員・教員組織	29
4 学生の受け入れ	34
5 学生支援	39
6 教育研究等環境	44
7 管理運営	51
8 点検・評価、情報公開	56
終章	63

序 章

国際教養大学では、高度な国際コミュニケーションの理論とその実践に係る知識と技能を身に付け、現代のグローバル社会において、外国語を使って活躍できる高度専門職業人を養成することを目的に、2008年9月、グローバル・コミュニケーション実践研究科を専門職大学院として設置した。

同研究科は、グローバル・コミュニケーション実践専攻の下に、これまでにない新しい専門職領域として、「英語教育実践領域」、「日本語教育実践領域」、「発信力実践領域」の3領域を設置し、理論と実践の架橋に資する専門科目群を提供することにより、それぞれの職能分野において、専門性と実践力を高度に併せ持つ人材を輩出している。

本学専門職大学院については、その設置以来、学部を含む本学全体の自己点検・評価の一環として、自己評価委員会による自己点検・評価を毎年実施してきたほか、本学が独自に設置した外部評価委員会により概ね2年ごとの外部評価を実施してきた。また、2016年4月には、当該自己評価委員会に加えて、専門職大学院認証評価等のより専門的な評価に係る自己点検・評価を組織的に実施するため、学長、副学長、研究科長、各領域代表等により構成する大学院自己評価委員会を新たに設置し、専門職大学院に係る自己点検・評価の体制を強化した。

また、2012年度には大学院設置後初の専門職大学院認証評価に替わる外部評価を、2015年度には本学開学以来2回目となる機関別認証評価を受審し、それぞれにおいて評価基準に適合しているとの評価を受けている。

これらの認証評価の結果、課題等として指摘された事項については、各領域における教員によるキャリア支援の充実、総合情報管理システムの改良によるシラバスの精度の向上、「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」の策定・公表など、課題事項への対応のみならず、図書館における電子図書・資料の充実、国内の大学卒業者の入学に配慮するとともに入学者を安定的に確保するための入学時期の改善（4月入学の実施）などの大学院運営の改善・向上のための取組を、計画的かつ継続的に実施してきたところである。

なお、2012年度の専門職大学院認証評価の際には、グローバル・コミュニケーション分野の認証評価を実施する機関が存在しなかったため、当該認証評価に替えて本学外の有識者による検証（外部評価）を実施した。その後も認証評価機関の確保が課題となっていたが、公益財団法人大学基準協会の協力を得られ、同協会が2016年3月、同分野に係る認証評価機関として文部科学省から認められたことから、今後の専門職大学院認証評価への道筋がついたところである。

今回の専門職大学院認証評価に当たっては、グローバル・コミュニケーション実践研究科長、各領域代表及び事務局評価担当課等が連携して作成した点検・評価報告書の素案を基に、大学院自己評価委員会において、各課室の責任者を交えながら、自己点検・評価を実施し、その内容を点検・評価報告書に取りまとめた。その後、当該点検・評価報告書を、経営審議機関としての大学経営会議に諮り、その審議により、内容を決定したものである。

本 章

1 使命・目的

項目 1：目的の設定及び適切性（評価の視点 1-1～1-4）

＜現状の説明＞

公立大学法人国際教養大学定款第 1 条では、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の目的を、次のとおり規定している。

（目的）

第 1 条 この公立大学法人は、外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

本学では、当該目的の下に、学則第 3 条の 2 に基づき大学院を設置するとともに、大学院学則第 2 条において、その設置の目的（固有の目的）を、次のとおり規定している。

（目的）

第 2 条 本学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる実践的なコミュニケーションに関する教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することを目的とする。

この固有の目的は、その趣旨において、「グローバル社会にあつて、幅広いコミュニケーションの理論と実践に係る教育研究を行い、高度な知識、実践力及びリーダーシップを備えた人材を養成する」という、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院の基本的な使命に合致するものである。（評価の視点 1-1、1-3）

また、本学大学院には、大学院学則第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に基づき、専門職学位課程としてグローバル・コミュニケーション実践研究科（以下「本研究科」という。）を設置し、大学院学則第 4 条第 2 項において、課程の目的を、次のとおり規定している。

（課程）

第 4 条 略

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

当該専門職学位課程は、グローバル・コミュニケーション実践専攻の下に、英語教育実践領域、日本語教育実践領域及び発信力実践領域の 3 領域を配し、それぞれの職能分野において必要とされる専門的かつ実践的な知識及び技能を涵養することにより、グローバル社会において、外国語を使って活躍できる高度専門職業人を養成することを使命としており、前述の大学院学則第 2 条に規定する固有の目的は、その目的に適う内容となっている。【資料 1-1：第 1 条、資料 1-2：第

3条の2、資料1-3：第2条、第4条第1項、第5条第1項】（評価の視点1-2）

<根拠資料>

- ・1-1 定款
- ・1-2 学則
- ・1-3 大学院学則

項目2：目的の周知（評価の視点1-5～1-6）

<現状の説明>

専門職大学院の固有の目的については、本学ホームページ、大学院案内及び学生募集要項において、日英両言語で記載しており、社会一般に対して公表している。（評価の視点1-5）

また、当該固有の目的を含む大学院学則の全文を掲載している日英両言語表記の大学院学生便覧（Graduate School Student Handbook Spring 2016）（以下「学生便覧」という。）を全ての大学院生に配布しているほか、大学院案内を全ての教職員に配布しており、学内構成員に対する固有の目的の周知を十分に図っている。【資料2-1、資料2-2：2、3頁、資料2-3：1、8頁、資料2-4：59頁】（評価の視点1-6）

<根拠資料>

- ・2-1 大学ホームページ（研究科の概要）
- ・2-2 大学院案内2016
- ・2-3 学生募集要項（4月入学、9月入学）
- ・2-4 学生便覧（Graduate School Student Handbook Spring 2016）

【1 使命・目的（項目1～2）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

高度の専門性が求められる職業において必須となるグローバル・コミュニケーションに関する深い学識及び卓越した能力を培うために設定した本学専門職大学院の固有の目的は、まさに現代のグローバル時代の要請に応えるものであり、日本と世界の発展に寄与するものであると考える。

また、固有の目的を、本学ホームページ、大学院案内等において、日英両言語で掲載することにより、国内外の入学希望者はもとより、広く社会に対して明らかにするとともに、学内の外国人の学生、教員等に対しても十分に周知を図っている。

【1 使命・目的（項目1～2）の将来への取り組み・まとめ】

大学院学則第2条において定める本学専門職大学院の固有の目的は、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院の基本的な使命に合致するとともに、専門職学位課程である本研究科における高度専門職業人の養成という目的に適うものである。

この固有の目的については、今後とも、日英両言語で、本学ホームページ、大学院案内等において、周知を図っていく。

本研究科では、現代のグローバル時代の要請に応えるべく、当該固有の目的の下に、グローバル・コミュニケーションの基礎理論を学ぶ共通科目群に加え、理論と実践を架橋し、各領域分野に係る専門性を高める専門科目群を、原則として英語で提供することにより、高度な専門性と実践力、そして高い国際コミュニケーション能力を兼ね備えた、国際社会において積極的な役割を果たすことができる人材を養成していく。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成（評価の視点2-1～2-4）

<現状の説明>

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定及び周知

学位授与の要件等については、大学院学則（第34条、第35条）及び学位規程（第2条～第5条）において規定し、また、教育目標を達成するための方針については、中期計画「Ⅱ教育研究に関する目標 1教育の充実（3）専門職大学院教育の充実」において規定しており、これらを本学ホームページ等で公表していたところであるが、いずれも、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針という形式で整備していなかったため、2015年度に受審した機関別認証評価において、これらの策定・公表が「努力課題」と指摘されていた。【資料3-1：第34条、第35条、資料3-2：第2条～第5条、資料3-3：1、2頁、資料3-4：4頁】

両方針については、2015年度から事務局において素案の作成を進め、2016年度には、これらを大学院運営委員会に諮り、学長、研究科長、各領域代表等による協議・検討を重ねてきたところであるが、2016年11月15日に開催した同委員会の審議において、両方針案を策定するに至った。策定後は、同年11月17日に開催した大学経営会議における最終的な内容の審議・決定を経て、同年12月12日に本学ホームページに掲載し、学生及び一般に公表・周知したところである。【資料3-5、資料3-6、資料3-7、資料3-8】（評価の視点2-1）

策定した両方針は、次のとおりである。

【ディプロマ・ポリシー（学位の授与に関する方針）】

国際教養大学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することにより、国際社会と地域社会に貢献することを使命としています。その実現のため、所定の教育課程を修め、以下のような能力を身に付けた者に対して専門職修士の学位を授与します。

- ・高度なグローバル・コミュニケーションに係る理論を理解し、実践に移すことができる
- ・国際的視野と言語能力を備え、国際社会に貢献できる
- ・専門知識、実践的な技能と指導力を有し、高度な職業人として活躍できる

国際教養大学大学院で修士号を修得するためには、原則2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、36単位（発信力実践領域は37単位）以上を修得すること、また、成績が累積GPA3.00以上であることが求められます。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）】

入学した学生は英語教育実践領域・日本語教育実践領域・発信力実践領域のいずれかに属します。共通科目を一定単位まで履修してグローバル・コミュニケーションの基礎を英語で学ぶと同時に、それぞれの領域の専門科目群から必修科目・選択必修科目・選択科目を履修します。また、教育実習やインターン等、各領域で指定された科目によって実践的スキルや指導力を身につけ、そこでの学びに基づいて指導教員（アドバイザー）の指導を受けつつ課題を遂行し、知識と実践の統合と課程の仕上げを行います。学修成果の評価は予め示した成績評価基準に基づき、GPAを用いて厳格な評価を行います。

英語教育実践領域では、「外国語習得法概論」、「言語学概論」、「言語教育実践研究概論」を必修とし、「外国語としての英語教授法と学習教材」または「日本における英語教育法」のいずれかを選択必修としています。その他に4技能の指導法・教材作成法に関わる科目群に加え、「口語文法教育論」、「試験と評価」、「国際言語としての英語」、「応用心理言語学」などから英語教育実践に結びつく科目を選択します。実習は1単位ごとに時期を3回にわけて行うこととしていますが、現職教員の場合など事情によっては1学期に3単位の实習を行うこともあります。全ての授業は英語で行われます。

日本語教育実践領域では、1年次に「日本語教育学概論」「日本語教育のための第二言語習得理論」「日本語音声と音声言語教育」「日本語初級文法」「日本教育評価法」など日本語教育に必要な言語学や第二言語習得理論関連の理論科目を学びます。2年次に実践的な専門知識体得のため3学期にわたる教育実習が必修科目として課せられます。教育実習は、2期は国内で1期は海外で実施されます。修了要件として、修了論文（アクション・リサーチペーパー）の執筆が義務付けられています。日本語教育実践領域の授業は、共通科目を除き、日本語で行われます。

発信力実践領域では、選択必修科目としてジャーナリズム、または広報に関する基礎的科目を履修し、国際報道や組織コミュニケーションなどの科目によって将来の職業に結びつく高度な専門知識を身に付けます。また、現代の社会問題に関する科目や情報リテラシーを高める科目などを学び知識の幅を広げるとともに、2年次にはインターシップ、フィールド・リサーチが課せられています。修了要件として修了論文執筆と口頭試問または修了プレゼンテーションと口頭試問が義務付けられています。全ての科目を英語で学修し、国際的に活躍できる言語能力を高めます。

また、専門分野を超えた広い視野を培うため、他領域の専門科目も3科目9単位まで選択科目として履修することができます。

なお、これらの方針の策定と併せて、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）の改定を実施している。（34頁「学生の受入れ方針の設定及び公表」参照）

○ 教育課程の編成状況

グローバル社会におけるコミュニケーションの理解を深めるため、研究科全体としての必修科目として、以下の科目を設置している。【資料3-9】

GCS600（必修3単位）「グローバル・コミュニケーション概論」

また、大学院全体の共通選択必修科目群に下記の科目を設置し、グローバル・コミュニケーションのより深い知識と理解を得ることを図っている。

GCS601（選択 3 単位）「言語、文化とアイデンティティ」

GCS602（選択 3 単位）「グローバル化と国際関係」

GCS607（選択 3 単位）「グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ」

GCS609（選択 3 単位）「異文化コミュニケーションのストラテジー」

また、英語教育実践領域の ELT614（選択 3 単位）「国際言語としての英語：21 世紀の英語教育」、日本語教育実践領域の JLT619（選択 3 単位）「多様化する社会における日本語教育」（2017 年度開講予定）、発信力実践領域の GCP632（選択 3 単位）「グローバル化と国際関係」のように、それぞれの領域における専門教育であってもグローバルな社会における課題や実践につながる科目を配置している。本研究科では、他領域の専門科目を 3 科目 9 単位まで修了単位として算入可能であるため、学生はその興味、関心、進路等に合わせて履修することができる。

なお、各学期の履修登録においては、全ての提供科目について、その概要、授業計画、目標、評価方法等を明示したシラバスを提供しているほか、履修登録前の相談期間「アドバイジング・ウィーク」を設定しており、この期間に各学生はアカデミック・アドバイザー（18 頁「学生に対する履修指導及び学生相談」参照。以下「アドバイザー」という。）に履修に係る相談をすることとしている。履修登録は、プレ・レジストレーション（事前登録）、レジストレーション（本登録）を経ることとなっているほか、授業開始後、最初の 1 週間を履修登録変更期間としており、初回の授業に参加した後にアドバイザーの承認を経て履修変更を行うことも可能である。また、履修変更期間を過ぎても、開講後約 1 ヶ月間は、履修中止をすることが可能となっており、各々の学生の求める科目が適切に履修できるよう配慮されている。【資料 3-10：第 4 条、第 6 条】履修登録は、各学生がオンラインで実施するが、アドバイザーが承認することで、各学生の履修登録が完了するシステムを導入しており、アドバイザーが担当学生の履修について必要な助言を与えることが可能となっている。（評価の視点 2-2）

○ 教育課程の編成における配慮

日本国内外の学生が滞りなく本研究科に進学できるよう、英語教育実践領域及び発信力実践領域においては、入学時期を 4 月又は 9 月に設定している。【資料 3-11：20、21 頁】なお、日本教育実践領域では、修了生が海外の教育機関に就職するケースが少ないため、修了時期を 8 月とし、入学時期は 9 月としているが、国内の大学を卒業した学生など、4 月からの修学を希望する学生のために、プレ・グラデュエート・スチューデント制度を設け、入学前に最大 2 科目 6 単位の履修を認めている。プレ・グラデュエート・スチューデント制度では、入学前のギャップ・イヤー活動についての単位認定も認めており、専門職経験を有する学生が、個々の活動を学術的に考察し、論文にまとめる GCS610（選択必修 3 単位）「自省的職業経験考察」を選択することも可能となっている。なお、同科目は、事前の審査を経

れば、発信力実践領域でも履修可能となっている。プレ・グラデュエート・スチューデント制度は、多様な学生のニーズに応える特色あるものとなっている。【資料 3-1：第 26 条、第 40 条第 1 項、第 6 項、資料 3-11：4、5 頁】(15 頁「他大学院で修得した単位等の認定」参照)(評価の視点 2-3)

○ 英語教育実践領域

英語教育実践領域では、主に日本の中学校又は高等学校で英語教育に従事する人材を育成することを目的としている。外国語習得理論、英語教育理論を英語教育実践に架橋している科目は次のとおりである。

- ELT601 (選択必修 3 単位) 「外国語としての英語教授法と学習教材」
- ELT602 (選択必修 3 単位) 「日本における英語教育法」
- ELT606 (選択 3 単位) 「外国語としての英語会話能力・聴解力指導法」
- ELT607 (選択 3 単位) 「外国語としての英語読解・作文指導法」
- ELT608 (選択 3 単位) 「語彙習得」
- ELT609 (選択 3 単位) 「外国語としての英語の試験と評価」
- ELT611 (選択 3 単位) 「口語文法教育論」
- ELT631 (選択 3 単位) 「日本の英語教育における教材作成法」
- ELT70x (必修 3 単位) 「英語教育実践法と実習」

これらの科目群で、英語教育に必要な 4 技能(聞く、話す、読む、書く)の指導実践法に加え、英語科教育法の概観と実践への応用、教材作成法、学習成果の評価方法の実践について教育できるカリキュラムとなっている。

基本的な内容・事例研究を扱う科目は、次のとおりである。

- ELT600 (必修 3 単位) 「外国語習得法概論」
- ELT610 (必修 3 単位) 「言語学概論」
- ELT660 (必修 3 単位) 「言語教育実践研究概論」
- ELT601 (選択必修 3 単位) 「外国語としての英語教授法と学習教材」
- ELT602 (選択必修 3 単位) 「日本における英語教育法」

発展的な内容・実践的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

- ELT606 (選択 3 単位) 「外国語としての英語会話能力・聴解力指導法」
- ELT607 (選択 3 単位) 「外国語としての英語読解・作文指導法」
- ELT608 (選択 3 単位) 「語彙習得」
- ELT609 (選択 3 単位) 「外国語としての英語の試験と評価」
- ELT611 (選択 3 単位) 「口語文法教育論」
- ELT631 (選択 3 単位) 「日本の英語教育における教材作成法」
- ELT699 (選択 3 単位) 「学術研究実践およびリサーチ・ペーパー」
- ELT70x (必修 3 単位) 「英語教育実践法と実習」

英語教育理論の基礎を十分に持たない学生も入学してくることから、基本的な内容・事例研究を扱う科目を充実させている。また、専門科目群は、いずれも理論と実践を架橋することを中心に論じる実践的な内容となっている。(評価の視点 2-2)

高度な知識と実践力を持った英語教員を育成する観点から、高等学校教諭一種免許状(英語)を基礎免許として、中学校/高等学校教諭専修免許状(英語)が取得可能である。また、当該基礎免許を取得していない場合は、本学国際教養学部の教職課程を並行して履修することで、その取得を可能にしている。【資料 3-1: 第 36 条、資料 3-12: 第 53 条の 2】

現職の英語教員の修学に便宜を図り、土曜日にも科目を開講しており、学生は長期の計画的履修を申し出ることにより、最長 4 年間で課程を修了できるカリキュラムとしている。(16 頁「課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数」参照) また、高等学校教諭一種免許状(英語)を取得していない学生についても、本学国際教養学部で同免許状を取得する場合は、最長 4 年間の長期履修を認めている。なお、このような 2 年を超える計画的履修が認められた場合は、当該 2 年を超える期間に係る授業料を減免できることとしている。(41 頁「留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制 ②社会人学生を受け入れるための支援体制」参照) 【資料 3-1: 第 11 条第 2 項、資料 3-13: 第 4 条第 1 項第 5 号】

現職教員が大学院で実践的な学修をするニーズが高まっており、また、教壇経験のない若い学生にとっては、現職教員と共に学び、経験者の立場から様々なフィードバックが得られることは、英語教育実践領域の特色と言える。

また、ELT680～(選択 3 単位)「言語教育・言語習得の選択テーマ研究(a)～」では、各年度の学生のニーズに合わせ、特に必要なテーマを扱う科目としており、カリキュラムの大きな変更を伴わずに、最新の動向に適合した科目構成ができる大きな要因となっている。(評価の視点 2-3)

英語教育実践領域の全ての専門科目は、理論と実践の架橋を旨としており、高度の専門性が求められる英語教員が備えるべき深い学識と卓越した能力を培う役割を果たしている。特に、ELT700(3 単位)又は ELT 701、702 及び 703(計 3 単位)「英語教育実践法と実習」を必修科目としており、教育実習を通じて、理論を実践に応用する機会を提供している。これらの実習では、履修した科目群で学んだ事項を実践することを求めており、実習前に実践に応用する理論を明確に示すことが求められている。【資料 3-14】また、必修科目・選択科目群はいずれも、理論を実際の教育現場で活用する方法を文部科学省の検定教科書を用いて検討するなど、実践力を高める内容となっている。(評価の視点 2-4)

○ 日本語教育実践領域

日本語教育実践領域では、日本国内を含む世界の日本語教育機関で日本語教員として広く活躍できる人材の育成を目的としている。1 年次に理論科目の修得、2 年次に教育実習の履修を課しており、日本語教員として欠かすことのできない教師自身の日本語能力練成のためにその専門科目群は日本語で提供されるが、テキスト類には英語の書籍、文献も多く利用している。

1 年次に開講している日本語教育に必要な理論科目は、次のとおりである。

JLT601(選択 3 単位)「日本語教育初級文法 I」

- JLT602 (選択 3 単位) 「日本語中・上級の教育」
- JLT603 (選択 3 単位) 「専門分野別日本語教育」
- JLT606 (選択 3 単位) 「日本語音声と音声言語教育」
- JLT609 (選択 3 単位) 「日本語教育評価法」
- JLT614 (選択 3 単位) 「日本語教育初級文法 II」
- JLT615 (選択 3 単位) 「日本語教育のための第二言語習得理論」
- JLT616 (選択 3 単位) 「日本語教育学概論」

2 年次に必修となる教育実習科目は、次のとおりである。

- JLT604 (必修 3 単位) 「日本語の教材・教具」
- JLT650 (必修 3 単位) 「日本語教育実践計画」
 - 秋学期実習：世界各国から本学に留学している留学生（学部生）を対象にした模擬授業の実践
- JLT651 (必修 3 単位) 「日本語教育実践研究」
 - 冬学期実習：淡江大学（台湾）からの学生を招いての冬期集中日本語・日本文化プログラム
- JLT652 (必修 3 単位) 「日本語教育実践研究と修了論文」
 - 春学期海外実習：海外提携校に赴いての海外教育実習。帰国後に修了論文として、アクション・リサーチ・ペーパーの執筆を課している。

アクション・リサーチの研究手法は、実務と理論を架橋する上で有効であると考え、大学院開設時から導入している。また、2 年間のカリキュラム全般も実務と理論を架橋できるように編成しており、修士課程修了後には、直ちに教壇に立てる日本語教員の育成を目指している。

また、世界各地で活躍できる日本語教員を育成するために、日本語教育の基礎的な科目においても「外国語教育としての日本語教育」という視点を持ち、理論面の知識修得の際にも、英語教育、フランス語教育といった外国語教育に共通する教授法や第二言語習得理論を修得できるようにカリキュラムを編成している。

なお、1 年次に履修する以下の理論科目は、全て基礎的な科目である。

- JLT601 (選択 3 単位) 「日本語教育初級文法 I」
- JLT602 (選択 3 単位) 「日本語中・上級の教育」
- JLT603 (選択 3 単位) 「専門分野別日本語教育」
- JLT606 (選択 3 単位) 「日本語音声と音声言語教育」
- JLT609 (選択 3 単位) 「日本語教育評価法」
- JLT614 (選択 3 単位) 「日本語教育初級文法 II」
- JLT615 (選択 3 単位) 「日本語教育のための第二言語習得理論」
- JLT616 (選択 3 単位) 「日本語教育学概論」

また、2 年次の教育実習では、日本語教育実践領域における学修を総括する位置付けとして

海外教育実習を義務付けており、異なる文化体系を持つ海外の大学で、実習生のみで教壇に立つ訓練を課している。実習生は、自らの力で問題を解決しながら教育実習に当たることを通じて、グローバル人材の育成には欠かすことのできない実践的訓練を受けることとなる。

2年次の科目は、次のとおりである。

JLT604（選択必修3単位）「日本語教材・教具」

JLT650（必修3単位）「日本語教育実践計画」

秋学期実習：世界各国から本学に留学している留学生（学部生）を対象にした模擬授業の実践

JLT651（必修3単位）「日本語教育実践研究」

冬学期実習：淡江大学（台湾）からの学生を招いての冬期集中日本語・日本文化プログラム

JLT652（必修3単位）「日本語教育実践研究と修了論文」

春学期海外実習：海外提携校に赴いての海外教育実習

（評価の視点 2-2）

日本語教育経験者のためにリカレント教育制度を設けており、1,200時間以上の日本語教育経験を有する者には、1年半での修士号取得を可能にしており、対象者は、2年次の3月末に修了となる。【資料 3-1：第 34 条第 1 項ただし書き、資料 3-10：第 2 条第 4 項】

リカレント教育における履修科目は、次のとおりである。

1年次：2年間コース履修者と同様の理論科目

2年次必修科目：

JLT654（必修3単位）「日本語教育実践研究（リカレント教育）」

2年次秋学期に履修：学生が実習先、実習内容を立案、アレンジ、実施する。

JLT653（必修3単位）「日本語教育修了論文（リカレント教育）」

2年次冬学期に履修：アクション・リサーチの研究手法を活用した修了論文を課しているため、最新の先行研究を取り入れて論文を作成することになる。

その他、学生からの多様なニーズに対応するべく、高等教育機関での日本語教育のみならず、様々な機関・学校で日本語教育に従事する機会を得るための知識や情報を提供している。また、日本語教育実践領域に係る特別公開講演会、研究会も定期的に開催している。（評価の視点 2-3）

日本語教育実践領域の全ての専門科目は、グローバルな職業人としての実務的日本語教員養成のために構成されており、本研究科修了後、直ちに教壇に立てる教師の育成を目指している。そのため、1年次の理論修得と2年次の3期にわたる教育実習が有機的に連携するよう、1年次の理論コースも教室での講義に偏らず、実践的な演習やグループワークを多く取り入れ、アクションスタディの要素並びに理論及び実践を結び付ける活動を課している。【資料 3-15】また、180以上の海外提携校から本学（国際教養学部）に留学してくる留学生への個人指導や地域の日本語教室における指導を推奨しており、実際に日本語学習者らと恒常的に接触する機会を設

けているため、理論クラスでも実質的な演習課題を出すことができる。2年次の3期にわたる教育実習は、専門職大学院の特徴を端的に示す科目群であり、必修科目となっている。教育実習に海外提携校での実習実践を組み入れることで、異文化理解を進め、グローバル社会に対応できる日本語教員を養成する枠組みを整備している。【資料3-16】(評価の視点2-4)

○ 発信力実践領域

① 通訳技能に重点を置いた学生の場合

GCP603(選択必修3単位)「通訳技法 I」で通訳技術の基礎を学んだ後、GCP614(選択3単位)「通訳技法 II」で中級レベルに進み、GCP645(必修1単位)「修了課題計画」及びGCP650(選択必修3単位)「発信力実践研究」で上級レベルの通訳技術を修得する。通訳技術の修得と並行して、GCP609(選択3単位)「国際報道の現場とグローバル・コミュニケーション」、GCP620(選択3単位)「国際報道の聴取と発信」等を通じて、時事問題に精通するようにする。

② ジャーナリズムに重点を置いた学生の場合

GCP643(選択必修3単位)「国際ジャーナリズム概論」によって、ジャーナリズム論の基礎を学んだ後、GCP609(選択3単位)「国際報道の現場とグローバル・コミュニケーション」、GCP620(選択3単位)「国際報道の聴取と発信」等を通じてジャーナリストとして必要な専門的知識を身に付け、GCP645(必修1単位)「修了課題計画」およびGCP650(選択必修3単位)「発信力実践研究」によって実践力を養う。

③ 国際組織、政府組織、民間企業等における広報業務に重点を置いた学生の場合

GCP642(選択必修3単位)「国際広報学概論」又はGCP601(選択必修3単位)「組織コミュニケーション」で基礎を学んだ後、GCP604(選択3単位)「ストラテジック・ネゴシエーション」、GCP618(選択3単位)「グローバル社会における社会的影響」、GCP624(選択3単位)「リーダーシップとグループコミュニケーション」等によって専門的知識を身に付け、GCP645(必修1単位)「修了課題計画」及びGCP650(選択必修3単位)「発信力実践研究」によって実践力を養う。

下線が引かれた選択必修科目を基礎として、さらに関連専門科目を体系的に履修する。また、最終学期の必修科目として、GCP650(選択必修3単位)「発信力実践研究」又はGCP649(選択必修3単位)「研究論文指導」を実践に係る科目と位置付け、発信力実践領域で修得した知識、技法を総合した成果を発表することを求めている。

なお、基本的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

GCS601(選択3単位)「言語、文化とアイデンティティ」

GCS602(選択3単位)「グローバル化と国際関係」

GCS607(選択3単位)「グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ」

GCS609(選択3単位)「異文化コミュニケーションのストラテジー」

GCP603(選択必修3単位)「通訳技法 I」

GCP642(選択必修3単位)「国際広報学概論」

GCP643(選択必修3単位)「国際ジャーナリズム概論」

発展的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

- GCP604 (選択 3 単位) 「ストラテジック・ネゴシエーション」
- GCP609 (選択 3 単位) 「国際報道の現場とグローバル・コミュニケーション」
- GCP614 (選択 3 単位) 「通訳技法 II」
- GCP618 (選択 3 単位) 「グローバル社会における社会的影響」
- GCP624 (選択 3 単位) 「リーダーシップとグループコミュニケーション」

実践的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

- GCP620 (選択 3 単位) 「国際報道の聴取と発信」
- GCP625 (選択 3 単位) 「実践的パブリック・リレーションズ」

事例研究を扱う科目は、次のとおりである。

- GCP645 (必修 1 単位) 「修了課題計画」
- GCP650 (選択必修 3 単位) 「発信力実践研究」

(評価の視点 2-2)

海外に向け情報を効果的に発信することができる人材が日本には不足しているという指摘がかねてからあり、加えて近年では、日本が政治的意図に基づく近隣諸国の国際宣伝攻勢にさらされている。GCP642 (選択必修 3 単位) 「国際広報学概論」は、こうした問題に対処できる人材を育てることを目指している。また、地方都市でも東南アジア等に進出を計画している企業が増加していることから、国際的に活動できる人材への需要が高まっている。こうしたローカルの需要に応えるために、GCP601 (選択必修 3 単位) 「組織コミュニケーション」、GCP604 (選択 3 単位) 「ストラテジック・ネゴシエーション」、GCP611 (選択 3 単位) 「NPO/NGO とグローバル・コミュニケーション」、GCP625 (選択 3 単位) 「実践的パブリック・リレーションズ」等を設けている。

また、学術の発展動向の観点では、コンピュータに関連した学問の変化が著しい。人工言語の一種であるコンピュータ言語が国際言語であるように、それらに則ったデータ処理、プレゼンテーション、グラフ作成等のためのソフトウェアやプラットフォームも国際言語であり、グローバル・コミュニケーションと深く関わっている。GCP621 (選択必修 3 単位) 「グローバル・コミュニケーションのためのデータ分析法」及び GCP623 (選択 3 単位) 「効果的プレゼンテーションと出版のためのインフォグラフィクス」では、最新のコンピュータ言語である R 言語を使った統計処理、グラフ作成及びテキストデータの内容分析を教授している。(評価の視点 2-3)

発信力実践領域の全ての専門科目は国際舞台において活躍することができる専門的職業人を養成することを目的として構成されている。具体的な職業としては、通訳、国際ジャーナリスト、国際広報官・国際 PR ビジネスを想定しているが、それらに直結した特色ある科目として以下の科目を提供している。【資料 3-17】

①通訳

GCP603 (選択必修 3 単位) 「通訳技法 I」

通訳に関する諸理論の学修と初歩的逐次通訳の実践

GCP614 (選択 3 単位) 「通訳技法 II」

高度の逐次通訳と同時通訳の修得

②国際ジャーナリスト

GCP643 (選択必修 3 単位) 「国際ジャーナリズム概論」

ジャーナリズムに関する歴史、諸理論、記事の書き方の基本の修得

GCP620 (選択 3 単位) 「国際報道の聴取と発信」

最新の国際報道を題材とした取材・レポート技法の修得

③国際広報官・国際 PR ビジネス

GCP642 (選択必修 3 単位) 「国際広報学概論」

パブリック・リレーションズに関する歴史、諸理論、記事の書き方の基本の修得

GCP625 (選択 3 単位) 「実践的パブリック・リレーションズ」

メディア対策、危機管理等に係る体験学習などを通じた、戦略的コミュニケーション・ツールとしての PR 理論の学修

また、世界のグローバル化がもたらしている政治的・経済的・社会的変動と現状についての理解を深めるため、以下の科目を提供している。【資料 3-18】

GCP609 (選択 3 単位) 「国際報道の現場とグローバル・コミュニケーション」

国際報道に関する政治・経済・社会的側面からの分析を通じた、メディア理論・メディア倫理の学修

GCP618 (選択 3 単位) 「グローバル社会における社会的影響」

ICT 技術の発達によるグローバル化が社会に与える影響の変遷やメカニズムの学修

GCP620 (選択 3 単位) 「国際報道の聴取と発信」

最新の国際報道を題材とした取材・レポート技法の修得

(評価の視点 2-4)

<根拠資料>

- ・ 3-1 大学院学則 (既出 資料 1-3)
- ・ 3-2 学位規程
- ・ 3-3 中期計画 (2016-2021 年度)
- ・ 3-4 国際教養大学に対する大学評価 (認証評価) 結果
- ・ 3-5 大学院運営委員会規程
- ・ 3-6 大学院運営委員会議事概要 (2016 年 11 月 15 日)
- ・ 3-7 大学経営会議議事録 (2016 年 11 月 17 日)
- ・ 3-8 大学ホームページ (3 つのポリシー)

- ・ 3-9 AY2016-2018 開講科目
- ・ 3-10 大学院履修規程
- ・ 3-11 大学院案内 2016 (既出 資料 2-2)
- ・ 3-12 学則 (既出 資料 1-2)
- ・ 3-13 授業料等取扱規程
- ・ 3-14 シラバス (英語教育実践領域における特色ある科目)
- ・ 3-15 シラバス (日本語教育実践領域における特色ある科目①)
- ・ 3-16 シラバス (日本語教育実践領域における特色ある科目②)
- ・ 3-17 シラバス (発信力実践領域における特色ある科目①)
- ・ 3-18 シラバス (発信力実践領域における特色ある科目②)

項目 4 : 単位の認定、課程の修了等 (評価の視点 2-5~2-12)

<現状の説明>

○ 単位の設定

各授業科目の 1 単位は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とし、演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位としている。また、実習については、30 時間の授業をもって 1 単位としている。【資料 4-1 : 第 22 条、資料 4-2 : 第 38 条第 2 号】(評価の視点 2-5)

なお、本学大学院ではセメスター制を採用しており、1 年を春学期と秋学期の 2 学期 (セメスター) に区分し、基本的にそれぞれ 15 週の授業を行い、セメスター単位で各科目の修得を完結させることとしている。また、秋学期中の 1 月中旬から 3 月上旬まで、冬学期として冬期プログラム期間を設けており、7.5 週間又はそれ以下の期間の短期集中講義を提供している。【資料 4-3 : 1 頁】

○ 履修単位の上限

各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、大学院履修規程第 5 条において、学生が 1 年間に履修登録することができる単位数の上限を 30 単位としている。ただし、履修上の必要がある認められる場合には、アドバイザーの承認を得て、36 単位まで登録することができることとしている。【資料 4-4 : 第 5 条】(評価の視点 2-6)

○ 他大学院で修得した単位等の認定

本学大学院では、大学院学則第 25 条に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学院における授業科目の履修を認めているほか、当該履修によって取得した単位について、本学大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、大学院履修規程第 20 条第 1 項各号に掲げる基準に照らし、12 単位を超えない範囲で本学大学院において修得した単位として認定することができることとしている。当該単位の認定は、大学院運営委員会の審議を経た上で、学長が行っている。【資料 4-1 : 第 25 条、資料 4-4 : 第 20 条第 1 項】

また、大学院学則第 26 条第 1 項に基づき、教育上有益と認めるときは、大学院学則第 40 条第 6 項に規定するプレ・グラデュエート・スチューデント (本学大学院入学前に科目の履

修を許可された者)が、入学前に行った本学大学院の専門分野に係る研修活動について、本学大学院において修得した単位として認定することができることとしている。また、プレ・グラデュエート・スチューデントは、同項ただし書きに基づき、その願い出により、大学院研究科委員会の議を経て、2科目6単位を限度として本学大学院の科目を履修することができることとしている。この制度は、日本語教育実践領域において主に活用されている制度で、9月入学となる学生が、入学前の4月から7月までを有効利用し、入学後の学修負担を軽減することを目的としたものであり、当該期間に係る単位の認定は、本学大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、各領域代表の判断及び大学院研究科委員会の審議を経て、学長が行うこととしている。【資料4-1：第26条第1項、第40条第1項、第6項】

また、これらの他大学院における修得単位と本学大学院における入学前の修得単位については、合わせて18単位を上限とすることとしている。【資料4-1：第26条第2項】(評価の視点2-7)

○ 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数

大学院学則第34条において、本学専門職学位課程の修了認定に必要な要件を、①専門職学位課程に2年(編入学、再入学及び転入学により入学した学生にあつては、他大学院における在籍期間等を考慮して学長が決定した期間とし、本学大学院在籍中に留学した学生にあつては、当該留学期間等を考慮して学長が決定した期間とする。)以上在籍すること、②36単位以上の単位を修得すること、③修了時における累積GPA(Grade Point Average：成績評価平均点)が3.0以上であることの全てを満たしていることとしている。(評価の視点2-8)

なお、①の在学期間については、本学専門職学位課程は標準修業年限を2年としているが、同条ただし書きにおいて、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとするとしている。【資料4-1：第11条第1項、第34条第1項ただし書き】

また、本学専門職学位課程では、学生が職業を有している等の事情により、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしている。【資料4-1：第11条第2項】

課程の修了認定については、本研究科の専任教員によって組織される大学院研究科委員会(大学院学則第7条)の意見を聴いた上で、学長が認定する。【資料4-1：第7条】

これら修了認定に係る基準及び方法については、学生全員に配布する学生便覧によって、学生に対して明示している。【資料4-3：17、46頁】(評価の視点2-9)

○ 在学期間の短縮

在学期間の短縮に関しては、大学院学則第34条第1項ただし書きにおいて「優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする」と規定している。なお、この場合においても、36単位以上の単位の修得に加え、修了時における累積GPAが3.0以上であることを要件としていることから、固有の目的に照らして十分な成果が得られると考えている。また、1年間の履修登録単位数の上限は、通常の修学期間における学修成果の達成を妨げることのないように配慮されているほか、実践力育成のための実習科目は必修としており、軽減されることはないカリキュラムとしている。【資料4-1：

第 34 条第 1 項ただし書き、資料 4-4：第 2 条第 4 項、第 5 条】(評価の視点 2-10)

在学期間を短縮したい学生は、修了を希望する日の約半年前に修了申請を行うこととし、当該学生の修得単位及び成績 (GPA) が上記の修了要件を満たす場合には、学長が、大学院研究科委員会からの意見を聴いた上で、修了を認定することとしている。

なお、日本語教育実践領域においては、在学期間の短縮が認められるのは、1,200 時間以上の日本語教育実務経験者に認められるリカレントコースの履修者のみであり、当該履修者については、通常は 3 期必要とされる教育実習を、1 セメスターのみとしている。これは、入学前の院生自身の経験に基づいてアクション・リサーチを実施することが可能なため、該当学生の早期の現場復帰を促す上でも十分専門職大学院の教育理念および目的に合致している。【資料 4-5：12 頁】

在学期間の短縮の基準・方法については、学生便覧に大学院学則、大学院履修規程等を掲載することで、学生に対して明示しているとともに、在学期間の短縮を希望する学生については、アドバイザーや事務局職員が随時相談に応じている。【資料 4-3：17、46 頁ほか】(評価の視点 2-11)

○ 学位の名称

本学大学院を修了した者に授与する学位については、大学院学則第 35 条第 1 項により、各実践領域に応じて、次の名称を付しており、グローバル・コミュニケーション分野の特性や当該グローバル・コミュニケーション系専門職大学院の教育内容にふさわしいものとなっている。【資料 4-1：第 35 条第 1 項】

英語教育実践領域	英語教育修士 (専門職) (Master of English Language Teaching (Professional))
日本語教育実践領域	日本語教育修士 (専門職) (Master of Japanese Language Teaching (Professional))
発信力実践領域	発信力実践修士 (専門職) (Master of Global Communication Practice (Professional))

(評価の視点 2-12)

<根拠資料>

- ・ 4-1 大学院学則 (既出 資料 1-3)
- ・ 4-2 学則 (既出 資料 1-2)
- ・ 4-3 学生便覧 (既出 資料 2-4)
- ・ 4-4 大学院履修規程 (既出 資料 3-10)
- ・ 4-5 大学院案内 2016 (既出 資料 2-2)

(2) 教育方法

項目5：履修指導、学習相談（評価の視点2-13～2-15）

<現状の説明>

○ 学生に対する履修指導及び学生相談

学生の多様な履修計画や将来設計に対応するため、学生一人ひとりにアドバイザーとして教員を配置する「アカデミック・アドバイジング・システム」を設けている。学生は、その所属する領域の代表に相談の上、自分に適すと考える教員をアドバイザーとして選択でき、そのアドバイジングに不満がある場合は、変更を申請することができる。【資料 5-1：2、31、32 頁】

履修計画は学生が主体的に作成することとしているが、アドバイザーからの必要な助言を得る機会を与えるため、アドバイジング期間を各学期に設けている。また、履修登録は、オンラインで行うことができるが、アドバイザーの最終承認をもって履修登録が完了するため、アドバイザーは学生の履修状況を常に把握している。

各領域における取組は次のとおりである。

・英語教育実践領域

アドバイザーとして、中学校又は高等学校における教育経験を持つ実務家に加え、外国人学生には、中学校・高等学校以外における教育経験を持つ教員を配置して、多様な学生の要望に対応している。

また、土曜日だけの科目履修となる現職教員の学生に対しては、領域代表が土曜日にオフィスアワーを設定し、他の学生と公平な履修指導を提供している。

・日本語教育実践領域

アドバイザーとなる専任教員が中心となって、きめ細かい指導・助言を行っている。学生の希望に沿って、自律研究コースの受講を勧めたり、海外での日本語教育経験者に対しては、春学期の海外教育実習先の変更を調整するなど、各々の学生の特性に応じた履修指導・学習相談を行っている。

・発信力実践領域

学生の専攻内容や将来の希望進路が多様であるため、入学直後の学生に対するアドバイジングは、領域代表が担当し、初期指導の充実を図っている。これにより、各学生は、希望進路を明確にし、適切なアドバイザーやインターンシップ先を選択することが可能になっている。

(評価の視点2-13)

○ インターンシップ・実習に係る指導等

英語教育実践領域及び日本語教育実践領域においては、教育実習科目を必修科目としており、また、発信力実践領域においては実習（インターンシップ）を含む科目を選択必修科目

としている。これらの実習に当たっては、実習中に知り得た一切の機密について、研修中及び研修終了後において漏洩しないよう、学生に対して守秘義務を課すとともに、そのための誓約書を大学に提出するよう、義務付けている。

守秘義務の遵守等については、学生便覧によって全ての学生に周知するとともに、オリエンテーションやアドバイザーによる個別のアドバイジングにおいても、適切な指導を行っている。【資料 5-1：8、37 頁、資料 5-2】（評価の視点 2-14）

○ 履修指導及び学生相談の特色

多様な学修背景・将来設計を有した学生が各領域に入学しているため、個々の学生の希望に適した履修が実現できるように、全ての領域においてアドバイジングの充実に努めている。特に実習やインターンシップについては、派遣先を注意深く精査し、理論と実践を架橋する訓練が可能となるよう、徹底したアドバイジングを行っている。（評価の視点 2-15）

< 根拠資料 >

- ・ 5-1 学生便覧（既出 資料 2-4）
- ・ 5-2 誓約書様式

項目 6：授業の方法等（2-16～2-20）

< 現状の説明 >

○ 授業の方法及び受講学生数

理論と実践の架橋を図るため、全ての科目について、講義に加え、討論、演習、実習、プレゼンテーション等を取り入れた授業形態としている。【資料 6-1】

各領域における授業形態の特徴は、次のとおりである。

・ 英語教育実践領域

講義による理論の修得に加え、討論や演習を通じての実践への応用が全ての科目において常に行われている。また、教育実習（3 単位）を必修として、実践分野の充実に努めている。

・ 日本語教育実践領域

2 年次に 3 期にわたる教育実習を必修としているほか、1 年次から、当該教育実習のほか、修了後の日本語教育現場に立つことを見据えた教育を心掛けている。また、1 年次の理論修得科目においても演習、グループ学習を積極的に取り入れており、特に、JLT601「日本語教育初級文法 I」、JLT602「日本語中・上級の教育」、JLT603「専門分野別日本語教育」、JLT606「日本語音声と音声教育」、JLT 614「日本語教育初級文法 II」などでは、模擬演習を課したり、日本語学習者から直接聞き取りをしたりする実践的な授業方法が採用されている。

・ 発信力実践領域

全ての授業科目において、講義のみの授業は原則として行わず、演習、実習、討論、プレゼンテーション等を必ず取り入れるようにしている。

また、インターンシップ又はフィールド・リサーチ（ケーススタディ）を卒業課題に組み込んでいる。卒業課題制作のための科目がGCP645「修了課題計画」、GCP649「研究論文指導」及びGCP650「発信力実践研究」であり、これらの科目では、複数の教員によるチーム指導を行っている。

（評価の視点 2-17）

以上の教育手法及び授業形態に鑑み、その教育効果を十分に上げられるよう、1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、少人数（1～26名）としている。（評価の視点 2-16）

○ 遠隔授業等の実施状況

本研究科では、多様なメディアを利用して、授業を行う教室以外の場所で学生に履修させる形式の遠隔授業は実施していない。また、通信教育も実施していない。（評価の視点 2-18、2-19）

なお、多様なメディアを授業に活用している例としては、発信力実践領域のGCP650「発信力実践研究」の修了審査において、「グーグル ハングアウト」（Google 社が提供するメッセージングサービス）を活用し、教室で行われる学生のプレゼンテーションを、教室内の教員に加え、海外など遠方にいる教員が同時に聴き、これに対してオンラインで指導や質疑応答を行っている。

○ 授業の方法の特色

日本語教育実践領域の専門科目を除き、全ての講義を英語で行っているため、国際言語としての英語の高度な活用については、日常的に指導している状況にある。

また、日本語教育実践領域においても、本研究科の共通科目については全て英語で提供しているほか、当該領域の専門科目の授業においては英語の資料等も多く利用しており、高い英語力を前提とした教育を行っている。

各領域における授業の方法の特色は、次のとおりである。

・英語教育実践領域

授業形態は、多くの科目において講義を伴うワークショップ形式を採用している。理論を実際の教材に照らし合わせて日本の英語教育環境にどのように適用しうるかという視点での授業展開を基本としている。

・日本語教育実践領域

教育実習を実践教育の要と位置付けており、基礎的な教室内授業を学ぶ秋学期実習（JLT650（必修 3 単位）「日本語教育実践計画」）、プログラムの運営にまで関わる冬学期集中実習（JLT651（必修 3 単位）「日本語教育実践研究」）、学生がグループを組んで、授業の企画・実施、現地における調整等を全て自分たちで行う春学期海外教育実習（JLT652（必修 3 単位）「日本語教育実践研究と修了論文」）は、特色あるプログラムといえる。【資料 6-2】

・発信力実践領域

英語による討論、プレゼンテーション等を通じて、英語による発信能力を高めている。

同時通訳用ブースを備えた教室における通訳技能訓練（GCP614「通訳技法Ⅱ」）、英語による模擬記者会見を通じた実践演習（GCP642「国際広報学概論」）、英文ニュース記事の作成演習及び添削指導（GCP643「国際ジャーナリズム概論」）、コンピュータを使用したデータ分析の実地指導（GCP621「グローバル・コミュニケーションのためのデータ分析法」）などは特色のある授業方法といえる。【資料 6-3】

（評価の視点 2-20）

<根拠資料>

- ・ 6-1 シラバスを掲載しているウェブページ
- ・ 6-2 シラバス（日本語教育実践領域における特色ある科目②）（既出 資料 3-16）
- ・ 6-3 シラバス（発信力実践領域における特色ある科目）

項目 7：授業計画、シラバス（評価の視点 2-21～2-23）

<現状の説明>

○ 授業計画

授業時間帯、時間割等は、仕事との両立を目指し土曜日しか授業を受講できない学生や、2年未満での修了を目指す学生など、多様な学生のニーズに配慮して設定している。

英語教育実践領域においては、学校に勤務している教員の修学に配慮し、土曜日の科目開講を実施しており、土曜日の開講科目のみの履修により修了できる制度を設けている。【資料 7-1：8頁】

また、2年未満での修了を目指す学生に配慮し、早期修了するために履修が必要な科目の授業時間が重複しないよう、配慮している。（評価の視点 2-21）

○ シラバスの明示等

全ての科目についてシラバスを作成し、総合情報管理システム（ATOMS）を通じて学生に明示している。【資料 7-2】（評価の視点 2-22）

シラバスの形式は全学で統一しており、総合情報管理システムのフォーマットに従って作成することとし、授業の内容・方法、使用教材、学期における授業計画等の項目に不足が生じないように配慮している。また、各教員が作成したシラバスは、学生に開示される前にそれぞれの領域代表によって点検され、承認を受けることとしている。

各科目は、原則として、シラバスに記載された予定表に即して進められている。シラバスの変更が生じた場合は、上記システムを通じて、各科目の担当教員が、履修学生に変更理由とともに提示している。なお、シラバス中、科目の概要、科目の目的評価方法については、領域代表の承認を経た上で変更することとしている。（評価の視点 2-23）

<根拠資料>

- ・7-1 大学院案内 2016 (既出 資料 2-2)
- ・7-2 シラバスを掲載しているウェブページ (既出 資料 6-1)

項目 8 : 成績評価 (評価の視点 2-24~2-26)

<現状の説明>

○ 成績評価の方法・基準等

成績評価の方法・基準等については、大学院学則第 24 条及び大学院履修規程第 16 条に規定しており、その内容のほか、大学院学則及び大学院履修規程の全文を学生便覧に掲載し、全学生に明示している。

成績評価の方法は、試験の成績、平常の成績、出席状況等の項目について総合的に判断することとしており、それぞれの科目に係る当該項目の配分については、シラバスにおいて明示している。(評価の視点 2-24)

成績は、学生の成績点に応じて A+~F までの 12 段階に細分化しており、各段階に付した評価点 (Grade Point) に基づき累積 GPA を算出し、これを学生の学修内容、理解度、進捗状況の目安としているほか、課程の修了要件の判断においても使用している。【資料 8-1 : 第 24 条、資料 8-2 : 第 16 条、資料 8-3 : 14、15、43、44 頁】(評価の視点 2-25)

○ 成績評価の変更

成績評価の公正性・厳格性を担保するために、大学院履修規程第 19 条において、学生又は当該成績を付与した教員が成績変更を発議できる制度を整備している。

学生は、当該成績評価に不服がある場合、成績が付与された後 1 ヶ月以内に書面で担当教員に申し出ることにより、成績の変更を発議することができ、これを受けた担当教員が成績を変更するためには、その変更理由を明記した成績変更届を学長に提出することとしている。

また、学生は、発議された成績変更担当教員が同意しない場合又は変更された成績が公平ではないと判断した場合は、事務局教務課履修チームを通じて成績変更申請書を研究科長に提出することができることとしており、この場合、研究科長が担当教員と協議し、必要に応じて学生本人とも協議した上で、担当教員に対して成績変更が推薦されることとしている。ただし、担当教員はこの推薦に従う義務はない。

これらの手続等については、その内容及び大学院履修規程の全文を学生便覧に掲載し、全学生に明示している。【資料 8-2 : 第 19 条、資料 8-3 : 16、45 頁】(評価の視点 2-26)

<根拠資料>

- ・8-1 大学院学則 (既出 資料 1-3)
- ・8-2 大学院履修規程 (既出 資料 3-10)
- ・8-3 学生便覧 (既出 資料 2-4)

項目 9：改善のための組織的な研修等（評価の視点 2-27～2-30）

<現状の説明>

○ 授業の内容及び方法の改善のための研修、研究等

大学院全体で、教員による相互の授業観察、領域代表による授業観察及びこれらに基づく教員への指導・助言が行われており、授業改善のためのフィードバックが年間を通して得られる環境を整えている。

領域代表の授業に関しては、副学長が授業観察を行い、指導・助言を与える新たな取組を2016年度から実施している。

また、学生による授業評価（24頁「学生による授業評価の実施」参照）の結果に基づいて、領域代表が各教員と面談し、授業改善のための方策を検討するシステムとしている。【資料9-1：8頁ほか】

さらに、ファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という。）においても、Education Philosophyをテーマに設定するなど、授業改善に取り組んでいる。

各領域における研修及び研究の実施状況並びに実務上の知見の充実及び指導力向上に向けての取組は、次のとおりである。

・英語教育実践領域

小学校、中学校、高等学校その他の学校における英語教育に係る実務経験を有する教員を配置しているが、教育現場の状況の変化に対応するため、各々の教員が、これらの学校を、年間を通じて訪問し、授業観察を実施している。また、当該訪問の際に、授業実践に対する指導・助言の機会を持つことにより、教育現場の問題点や改善点を把握できるよう努めている。【資料9-2】

なお、これらの研修、研究等の成果は、教員免許更新講習や、本学が主催して提供している「ティーチャーズセミナー」（52頁「外部機関との連携・協働等」参照）で現場の教員に還元している。

・日本語教育実践領域

2年次の教育実習及びアクション・リサーチの指導において複数の教員によるチームティーチング体制を採用しているため、指導教員の日本語教育に対する考え方の意志統一に加えて、アクション・リサーチやリフレクティブ・プラクティショナー（内省的実務家）育成理論に関する統一的な理解が必須となる。本領域では、教員間のコミュニケーションを頻繁に図っているほか、本領域の教育全体および根幹に係るリフレクティブ・プラクティショナーに関する協同研究もチームで行っている。

教員間の意志統一を図り、研鑽を積む取組は、本学大学院開設時から続いており、日本語教育やリフレクティブ・プラクティショナーに関する協働研究や協働執筆著作の発刊も行われている。これらの主な業績については、基礎データ（表4）「3専任教員の教育・研究実績Ⅱ研究活動 著書・論文等」を参照されたい。

・発信力実践領域

領域代表は、京都大学高等教育研究開発推進センターが実施している「大学教育研究フォ

ーラム」に参加し効果的な授業法についての研修を受けたほか、大学院に限らず、学部を含む全学的に学生による授業評価の結果が特に高い教員の授業を領域代表が観察し、高評価の要因を分析している。このような知見は、教員による相互の授業観察後又は学期末における学生による授業評価後の教員との面接における、指導・助言において活用している。

(評価の視点 2-27、2-28、2-30)

○ 学生による授業評価の実施

全ての科目について、原則として各学期の最終授業の際に、所定の様式を用いての学生による授業評価を実施している。マークシート方式による授業評価項目は、15項目とし、そのうち10項目は、当該科目を履修したことによって、各々の学生が達成できたことを測定する内容としている。残りの5項目は、授業の方法や教員の指導の質を測定する項目としている。そのほか、自由記述による質問を5問設けており、授業の方法等について学生から教員に提案できる形式をとっている。この評価様式は、従前は全て記述式としていたが、2015年度に、一部の設問を選択式に変更し、定量的に集計できるようにしたものである。

当該授業評価においては、学生が評価を記載する際は教員が退室するほか、学生が評価用紙を回収し、事務局へ提出することとしており、その集計結果は、教員が学生の成績評価を終えた後に、領域代表によって個々の教員に示されるとともに、個人面談が行われ、授業評価の結果を基にした授業内容、方法等の改善のための指導・助言が行われる。

領域代表自身の授業評価については、学長及び副学長が評価結果を共有し、毎年実施している教員業績評価の際の面談において、学長又は副学長から授業改善のための指導・助言が行われる。

この授業評価の仕組み、評価様式等については、Faculty Personnel Policies に明記し、これを大学の総合情報管理システム(ATOMS)に掲載して、全教員に対して周知している。【資料 9-1：8頁ほか、資料 9-3、資料 9-4】

また、この授業評価の結果については、2016年春学期分から、総合情報管理システムに掲載して教職員及び学生への公表を行っている。なお、公表に当たっては、学生が評価の高い授業に集中する、教員が高評価を得るために指導を甘くし、又は授業のレベルを下げるなど、一般的に知られている授業評価の弊害が生じないように、研究科全体又は領域ごとに集計した結果の公表にとどめ、個々の授業に係る評価結果の公表は行っていない。【資料 9-4】(評価の視点 2-29)

<根拠資料>

- ・9-1 Faculty Personnel Policies
- ・9-2 授業観察の実施に関する資料(教員派遣依頼)
- ・9-3 教職員評価規程
- ・9-4 授業評価様式
- ・9-5 授業評価結果

(3) 成果

項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用（評価の視点 2-31～2-32）

<現状の説明>

○ 修了者の進路状況等の把握及び公表

修了者の進路等については、各領域において学生への就職支援を行う教員又はキャリア開発センターが把握することとしており、その情報を基に、本学ホームページにおいて職業別・産業別就職者数等を公表しているほか、大学院案内では領域ごとに修了生の主な進路を掲載している。【資料 10-1、資料 10-2：9、13、17 頁】（評価の視点 2-31）

○ 教育成果の評価及びその活用

次のとおり、教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用している。

・英語教育実践領域

教職を志望する修了生は、これまでその全てが希望する職に就いており、教育成果は良好であると判断している。

教員採用数の減少により、就職が困難になっているため、課程外で、教員の資質を高めるための活動を推進している。教員採用試験で問われる教育問題の討論や、模擬授業の実施などを通年で行っており、これまでの良好な教育成果を維持するとともに、可能な場合は、修了生が就職した学校から、修了生の勤務状況についての情報等を得て、在学生の指導に活用している。

・日本語教育実践領域

現在、1 期生から 7 期生までの修了生の 7 割が、修了後に世界各地の日本語プログラムで日本語教員として日本語教育に従事した。また、2016 年 8 月末現在、修了生全体の 57%が継続して、日本を含む世界 8 カ国、16 機関の日本語教育現場で日本語教育又は関連業務に従事している。

本学の海外提携大学を中心に、修了生が就職した教育機関から、修了生の勤務状況の情報を得ており、問題がある場合には、次に派遣する修了生に向けて特別指導を施すなどの支援策を講じている。海外の教育実習先や派遣先からの意見は、実習指導に際して特に重視しており、実習指導に随時改善を加える工夫をしている。また、毎年実施している日本語教育実践領域研究会では、海外各地で日本語教育に従事している修了生を招き、実際の現場の状況を報告してもらう機会を設けている。

・発信力実践領域

発信力実践領域の場合、国際的に活躍することができるジャーナリスト、ビジネスマン（特に広報関係）、通訳（特に放送・企業内通訳）を養成することを目指している。これらの職業は一般公募される職種ではなく、多くの場合は、例えば、総合職等の大きなカテゴリーで採用され、その後の職業経験を積むことにより到達しうる職種であるため、教育成果を就職先のみで測定することは困難である。そのため、修了生の就業状況を追跡し、長期的に教育成

果を測定するように努めている。

修了生との継続的なコミュニケーションを維持し、修了生のその後の動向を把握するとともに、それぞれの職場における業務の特性、配置転換の実情などの情報を得て、教育方法、修学指導等の改善に活用している。

なお、これまでの修了生が、前述の3つの職種又はそれらに到達しうる企業等に就職しているケースは、過去3年間において約60%であり、現時点での教育成果は良好であると判断している。

(評価の視点 2-32)

<根拠資料>

- ・10-1 大学ホームページ（数字で見る国際教養大学 8.進路情報）
- ・10-2 大学院案内 2016（既出 資料 2-2）

【2 教育内容・方法・成果（項目3～10）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

本学大学院における授業は、少人数とし、日本語教育実践領域の専門科目を除き、全て英語で実施している。また、日本語教育実践領域においても、本研究科の共通科目については英語で提供するなど、高い英語力を前提とした教育を実施している。これは、本学大学院が養成する高度専門職業人に必須となる国際的なコミュニケーション能力の獲得に資するものであり、ひいてはグローバル社会の要請に応えるものである。

また、専門職学位課程の本質である「理論と実践の架橋」に鑑み、講義による理論の修得に加えて、討論、演習等を重視しているほか、教育課程の編成において、実習（インターシップ）を含む科目を中心に据えており、本学大学院の固有の目的に即した、高い教育効果を達成できるようにしている。

さらに、学生に対する履修指導、相談体制については、学生一人ひとりにアドバイザーとして教員を配置しており、きめ細かい履修指導、研究指導、就職支援等を行い、その教育効果を高めている。

これらの取組の結果、各領域における高い専門性と英語による職務能力を身に付けた修了生は、国内外の教育現場を中心に、それぞれの専門性を活かすことができる分野に就職している。【資料 10-1、資料 10-2：9、13、17 頁】

また、成績評価においては、GPA を採用し、これを学生の学修内容、理解度、進捗状況の目安とするほか、修了要件の判断において使用することで、国際的な教育の質を保証している。

多様な修学ニーズへの配慮として、英語教育実践領域においては、現役の英語教員等の修学に配慮して、土曜日開講科目のみの履修で課程を修了できる制度を設けているほか【資料 10-3】、日本語教育実践領域においては、プレ・グラデュエート・スチューデント制度により入学前の研修活動や科目履修を可能とし、9 月入学者に対して入学前の期間を有効に活用できることとしている。【資料 10-4】

<根拠資料>

- ・10-3 土曜日開講科目の履修により課程を修了した者（2014年度～2016年度）
- ・10-4 「プレ・グラデュエート・スチューデント制度」利用実績（2014年度～2016年度）

【2 教育内容・方法・成果（項目3～10）の将来への取り組み・まとめ】

○ 教育内容・方法及びその改善への取組

本学グローバル・コミュニケーション研究科は、専門職学位課程として、各領域それぞれの専門分野に必要な理論の修得とその実践を支える科目群を体系的に編成しており、講義による理論・知識の修得に加え、討論、演習等を通じての実践への応用が全ての科目において行われているほか、いずれの領域においても、職業現場を見据えた実習（インターンシップ）を含む科目をカリキュラムの中心に据え、講義における理論的枠組みを現場で実践させることで、その修得と深化を図っている。

授業については、領域代表による授業観察、教員相互による授業観察等のほか、全ての科目について定期的に学生による授業評価を実施し、これらの結果を踏まえ、授業の内容及び方法を改善する仕組みを運用しており、教育の質の向上を図り、本学大学院の固有の目的に即した高い教育効果を達成するためにも、これらの取組を今後も継続していく。

また、学生による授業評価については、評価様式の設問を適宜見直すなど、より適切な評価を実施できるよう改善を続けるほか、その評価結果の公表を継続することで授業内容等の改善意識を高めるとともに、評価結果をFDにおける参考資料として活用するなど、一層の活用を図っていく。

なお、成績評価に採用しているGPAについては、今後、教育の質を高めるための活用方法を検討していく。

○ 学生への履修指導・支援体制

大学院生は入学前の経験や修得知識が様々であるほか、外国人や仕事を有しながら修学する者がいるなど、その状況やニーズが多様であるため、それぞれの学生に適したアドバイザーを配置し、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導・支援を実施しており、今後も、学生の希望を尊重しながら、学生とアドバイザーとの丁寧なマッチングを継続していく。

なお、大学院においては、2016年9月に、2名の専任教員（英語教育実践領域1名、発信力実践領域1名）を採用し、2017年4月には、さらに1名の専任教員（発信力実践領域）が着任予定であることから、科目の充実はもとより、学生指導や実習指導においても一層きめ細かい配慮ができると期待している。

○ 様々な修学ニーズへの対応

社会人その他の多様な入学志願者に対して、広く学修の機会を提供するため、土曜日に開講する科目の履修のみで課程を修了できる制度を設けている（英語教育実践領域）ほか、早期修了希望者に配慮したカリキュラム編成、プレ・グラデュエート・スチューデント制度に

よる入学前の科目履修（日本語教育実践領域）などを実施しており、今後も多様な修学ニーズに応え、これらの制度・取組を活用していくためにも、大学院案内、本学ホームページ等を活用した一層の周知を行っていく。

3 教員・教員組織

項目 11：専任教員数、構成等（評価の視点 3-1～3-10）

<現状の説明>

○ 専任教員の数、構成等

本研究科の専任教員数は、2016年5月1日現在、教授4名及び准教授4名の合計8名であり、このうち3名に実務家教員を配置しており、専任教員数、教授数及び実務家教員数について、いずれも法令上の基準を満たしている。【資料 11-1】（評価の視点 3-1、3-3、3-6）

専任教員の採用に当たっては、教員組織の編制方針（30頁「教員組織の編制方針」参照）に基づき、年齢構成及び性別のバランスに配慮しており、当該専任教員に係る年齢構成等は、次のとおりとなっている。

本研究科の専任教員の年齢構成等

40代：男性3名

50代：男性1名、女性2名

60代：女性1名

70代：男性1名

また、兼任教員（客員教授2名及び非常勤講師2名）及び兼任教員（本学国際教養学部との兼任教員1名）を含めた教員構成においては、その多様性を確保するため、全教員13名中2名を外国人としている。（評価の視点 3-9、3-10）

また、当該専任教員は、各領域及び担当科目において必要とされる専攻分野について、高度な学術上の業績を有する者、教育現場において長年にわたる優れた教育経験がある者、高度の技術及び技能を有する者、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者で構成しており、教育上の指導能力も高い。（評価の視点 3-4）

当該専任教員のうち実務家教員は、英語教育実践領域においては、小学校、中学校、高等学校又は大学における5年以上の英語教育経験、日本語教育実践領域においては、大学その他の教育機関における5年以上の日本語教育経験、発信力実践領域においては、マス・メディアや企業の広報部門等における5年以上の実務経験をそれぞれ有するとともに、各実践領域分野に係る高度な専門的知識及び実務能力を有する者としており、本研究科では、英語教育実践領域の1名、日本語教育実践領域の2名の教員が実務家教員である。（評価の視点 3-5）

これらの専任教員は、本研究科に置くグローバル・コミュニケーション実践専攻に限り専任教員としている。（評価の視点 3-2）

なお、2016年5月1日時点では、発信力実践領域に実務家教員を配置できていなかったが、同年9月1日に新たに採用した教員1名（外国人）を、同領域に実務家教員として配置した。

○ カリキュラムの中核をなす基本的な科目への教員の配置状況等

各領域共通の必修科目であるGCS600「グローバル・コミュニケーション概論」では、15週を、各領域の視点から、5週ずつ3分野に分け、それぞれについて、領域代表を中心とした専任教員が担当し、グローバル・コミュニケーションの根幹を成す概念を多様な視点から論

じること、包括的な議論が可能となっている。

各領域における科目への教員の配置状況については、次のとおりである。

・英語教育実践領域

現在、全ての科目を専任の教授又は准教授が担当している。英語教育実践領域では、理論を重視する科目と実践を重視する科目の間に隔たりを設定せず、全ての専門科目において理論と実践の架橋を議論する構成となっている。

・日本語教育実践領域

日本語統語論、第二言語習得理論、日本語教授法といった日本語教育の必須理論となる基礎的な科目は全て教授又は准教授の専任教員が担当している。特に、必修科目となる2年次の実習科目は、教授及び准教授の4名の専任教員が一つのチームとして指導に当たっている。なお、テスト評価や音声学には客員教授等を配置している。

・発信力実践領域

発信力実践領域の場合、養成する職種が複数にわたるため、それぞれの職種において重要と考えられる科目を全て専任教員が担当することは困難な状況にある。しかしながら、それぞれの職種や職業分野に適した兼任教員、客員教授、非常勤講師を配置していることは、充実した教育の質の保証において重要な措置であると考えられる。

なお、兼担・兼任教員が科目を担当する場合は、各領域代表が大学院運営委員会に諮り、審査・承認を経ることとなっている。【資料 11-2】

(評価の視点 3-7、3-8)

<根拠資料>

- ・ 11-1 必要専任教員数算出根拠
- ・ 11-2 大学院運営委員会規程 (既出 資料 3-5)

項目 12：教員の募集・任免・昇格 (評価の視点 3-11～3-12)

<現状の説明>

○ 教員組織の編制方針

本研究科では、専門職学位課程として、当該専門分野に係る幅広い知識や実践力を養うとともに、その教育効果を効率的に実現するため、次の方針に基づき教員組織を編制している。

- ① 法令上の基準に照らし、必要な教員数 (7 名)、教授数 (4 名) 及び実務家教員数 (3 名) を、研究科全体として確保すること。
- ② 各領域のカリキュラムに係る必要かつ十分な資質を有する研究者又は実務家を配置すること。
- ③ 研究業績、実務経験及び学位によって教授、准教授、助教、講師の職階や年齢構成を

バランスよく配置すること。

- ④ 外国人専任教員や女性教員を一定数確保すること。
- ⑤ 中核となる重要な科目については専任教員を置くほか、選択科目には客員教授、非常勤講師、学部との兼任教員等を配置して、学生の学修の幅を確保するとともに、履修の利便性を図ること。

2016年5月1日時点の教員組織の編制状況は、29頁「専任教員の数、構成等」で述べたとおりであり、当該編制方針に即している。(評価の視点 3-11)

○ 教員の募集・任免・昇格

大学院の教員の募集・任免・昇任等に関する基準及び手続きは、教職員就業規程、教員採用及び昇任規程、教員の任期に関する規程、テニユア契約に関する規程等において規定している。【資料 12-1、資料 12-2、資料 12-3、資料 12-4、資料 12-5、資料 12-6】

教員の採用に係る事由が生じた場合には、学長、教務・国際・社会貢献担当副学長、領域代表等によって構成する教員採用選考委員会を設置し、採用される教員が担当する領域と科目、職階、求められる条件、募集方法の基準、選考の基準等について協議することとしている。【資料 12-2：第 2 条】

教員の募集は、常に国際公募としており、その選考・採用については、教員採用選考委員会が、書類選考、インターネット通話面接、本学に招いての模擬授業による審査、複数回の面接を経て、採用候補者を決定する。その選考結果は、大学経営会議に諮られ、最終的に採用者が決定される。【資料 12-2：第 3 条、第 4 条】

教員の任期については、全ての教員を、1 年を超え 3 年以内（ただし、理事長が特にやむを得ない理由があると認める場合は 5 年以内の範囲）の任期で採用しているが、教員の業績評価に基づき 2 回までの契約更新ができることとしている。また、優れた教員を確保し、教員及び本学の教育研究活動の一層の充実を図るため、テニユア制度を設けており、審査により承認された教員については定年までの継続雇用としている。なお、2016 年 5 月 1 日時点でテニユア契約を締結している教員は 3 名である。【資料 12-1：第 5 条第 3 項から第 6 項まで、資料 12-4】また、教員の解雇については、職員就業規程に規定する基準及び手続に基づいて行うこととしている。【資料 12-1：第 18 条】

教員の昇任については、教職員就業規程において、業績や職務遂行能力の総合的な評価により行うこととしている。【資料 12-1：第 11 条】また、教員採用及び昇任規程では、それぞれの職階に必要な教員の業績、能力等（別表 1「教員の資格」）及び昇任に係る基準（別表 2「昇任基準」）を規定しており、当該昇任の審査に当たっては、学長、教務・国際・社会貢献担当副学長、領域代表等により構成される教員昇任審査委員会において、当該昇任審査に係る教員の業績評価の結果並びに「教員の資格」及び「昇任基準」に基づいて協議し、その結果を大学経営会議に諮り、昇任を決定している。【資料 12-2：第 5 条、第 6 条】(評価の視点 3-12)

< 根拠資料 >

- ・ 12-1 教職員就業規程
- ・ 12-2 教員採用及び昇任規程

- ・12-3 教員の任期に関する規程
- ・12-4 テニユア契約に関する規程
- ・12-5 任期制における教員の再任の基準について
- ・12-6 教職員評価規程（既出 資料 9-3）

項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価（評価の視点 3-13～3-14）

<現状の説明>

本学では、全ての専任教員に対し、業績主義に基づく評価を実施し、その評価結果は、職務遂行の改善、次年度の年俸の決定、昇任や再契約の判断、テニユア契約に関する審査等に活用している。

評価の期間は、原則として、各年度の4月から3月までとしており、「教育」、「研究」及び「社会と大学組織への貢献」の3分野について評価を行っている。

「教育」分野の評価においては、担当した授業の時間数、学生による授業評価結果、領域代表による授業観察評価などを、「研究」分野においては、学会における発表と出版物の量及び質を、「社会と大学組織への貢献」分野においては、各領域の運営への協力、本学における委員会活動、学生募集活動、地域連携活動等を考慮して、評価を行う。

評価の過程については、各領域代表が被評価者となる教員との面談により一次的な評価を行い、その結果について、理事長、副学長及び領域代表が協議し、最終評価を行う。この評価は、理事長が大学経営会議に諮り、その審議を経て確定することとしている。

なお、評価の対象となる上記3分野の割合については、被評価者となる教員がその在籍する領域の代表と面談を行い、当該評価対象期間に係る達成目標等を踏まえて話し合うことで、その割合を一定の範囲の中で決めることができるようにしており（教育 50～80%、研究 10～40%、社会・大学貢献 10～20%）、教育に重点を置く実務家教員の活動にも十分配慮したものとしている。【資料 13-1、資料 13-2：7 頁ほか】（評価の視点 3-13、3-14）

<根拠資料>

- ・13-1 教職員評価規程（資料 既出 9-3）
- ・13-2 Faculty Personnel Policies（既出 資料 9-1）

【3 教員・教員組織（項目 11～13）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

教員の募集は、常に国際公募とし、国内のみならず海外からも教育研究に対して熱意を持った優秀な人材を求めているほか、その選考・採用については、書類選考、模擬授業、面接等により慎重に採用候補者を決定しており、学術業績、実務経験、能力、人間性ともに優れた教員を確保している。また、当該国際公募により、一定数の外国人教員を確保しており、教員構成の多様性の確保につなげている。

教員評価においては、評価分野（「教育」、「研究」及び「社会と大学組織への貢献」）の配分について、領域代表との面談を通じてその割合を一定の範囲の中で決めることができるように

しており、教育に重点を置く実務家教員の活動にも配慮している。

○ 改善すべき事項

2016年5月1日時点では、発信力実践領域に実務家教員を配置できていなかった。

【3 教員・教員組織（項目11～13）の将来への取り組み・まとめ】

本研究科においては、専任教員の数、構成等について法令上の基準を満たしているほか、兼任教員及び兼任教員を含めた教員組織については、教員それぞれが高い資質を有することはもちろん、年齢、性別、国籍においてもバランスと多様性を確保しており、グローバル・コミュニケーション研究科の固有の目的に照らし、その教育研究活動にふさわしい編制としている。

なお、2016年5月1日時点では、発信力実践領域に実務家教員を配置できておらず、課題となっていたが、同年9月1日に新たに採用した2名（いずれも外国人）の専任教員のうち、1名を、実務家教員として同領域に配置し、改善している。このほか、本研究科では、2017年4月に専任教員1名の着任を予定しており、教員組織の強化を図っている。

また、教員の評価については、業績主義に基づく評価を実施し、その評価結果を、職務遂行の改善、昇任、再契約の判断等に適切に活用しており、これを継続することにより、引き続き教員の資質の向上を図っていく。

新たな教員の募集については、国際公募を継続し、今後とも、世界に優秀な人材を求めていきたい。

4 学生の受け入れ

項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理（評価の視点 4-1～4-8）

<現状の説明>

○ 学生の受入れ方針の設定及び公表

中期目標（2016年4月1日～2022年3月31日）において、大学院生の受け入れについて次のとおり示されている。【資料 14-1】

Ⅱ 教育研究に関する目標

2 多様な学生の確保

（3）大学院学生の確保

グローバル社会における高度専門職業人を目指す人材を、有効な対策を講じて国内外から確保し、定員の充足を図る。

また、当該中期目標を達成するための措置を次のとおり中期計画に定めている。【資料 14-2】

Ⅱ 教育研究に関する目標を達成するための措置

2 多様な学生の確保

（3）大学院学生の確保

- ① 大学ホームページやテレビ、新聞、雑誌などの各種メディアを通じた広報を推進する。
- ② 県外からの入学者を確保するため、新たに首都圏での大学院説明会・個別相談会等を積極的に行う。
- ③ 社会人学生を確保するため、県内英語教員に対する入学金免除制度や土曜開講、長期履修制度を実施する。
- ④ 本学学部から優秀な学生を確保するため、学内説明会等による周知・募集活動を実施する。

本学大学院では、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を次のとおり定め、学生募集要項に掲載しているほか、求める大学院生像を大学院案内、本学ホームページに日英両言語で明示している。また、オープンキャンパスや各地で開催している大学院説明会の際にも説明している。【資料 14-3：（4月入学）1、8頁（9月入学）1、8、9頁、資料 14-4：2、3頁、資料 14-5】

【アドミッション・ポリシー】

本研究科は、現在の高等教育のグローバル・スタンダードに対応し、国内外から広く優秀な人材を受け入れており、授業は全て英語で行います。ただし日本語教育実践領域の専門科目については日本語で行います。

また、実践的なコミュニケーションに関する高い見識と実践力、指導力を備えた専門的人材を養成するため、実務経験を有する者、特に政府機関、自治体、企

業、教育機関、NGOでの勤務経験者、青年海外協力隊など国内外での国際協力、国際交流に従事した者を積極的に受け入れます。

1. 特色ある制度

- (1) 9月・4月入学
- (2) プレ・グラデュエート・ステューデント制度（日本語教育実践領域のみ）

2. 国際教養大学が求める大学院生像

- (1) 実践的、国際的なコミュニケーションや国際的な発信力の向上に対する熱意と可能性を有する者
- (2) 本研究科での学習に関連した分野に、将来従事することが見込まれる者
- (3) 授業が英語で行われることから、受講に支障のない英語力を有する者

なお、アドミッション・ポリシーについては、本研究科において求める学生像を領域ごとにより具体的かつ明確に示すとともに、入学審査の方法を明示するため、前述のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定に係る検討（5頁「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定及び周知」参照）に併せて、大学院運営委員会において協議・検討を行い、2016年11月15日に開催した同委員会の審議において新たな方針案を策定した。この方針は、同年11月17日に開催した大学経営会議における審議・決定を経て、同年12月22日に、本学ホームページに日英両言語で掲載し、学生及び一般に公表・周知した。【資料14-6】（評価の視点4-1）

新たに策定した方針は、次のとおりである。

【アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）】

国際教養大学大学院の教育目標を理解し、国際社会での各分野での積極的な役割を果たせる高度専門職業人となるための教育課程に意欲をもって挑戦できる学力を有し、同僚学生と切磋琢磨するとともに協働により互いを高めあうことに喜びを感じることができる次のような学生を受け入れます。

主体的に学ぶ意欲が強く、鋭い問題意識を持つ学生であって

・英語教育実践領域

グローバル且つクリティカルな視野を備え、国際コミュニケーション・ツールとしての英語の教育に貢献することを目指す人材

・日本語教育実践領域

日本の文化や社会全般と日本語に関する深い興味を有し、世界で活躍する日本語教師を目指す人材

・発信力実践領域

世界を総合的に観察することに関心を持ち、ジャーナリズム、パブリックリレーションズ、ビジネスの分野で国際的に活躍することを目指す人材を求めます。

広く優秀な人材を世界から求めるため、入学審査は厳格な書類審査（必要に応

じ、面接)によって行います。

障害がある者など、修学上の特別な配慮を必要とする入学志願者については、希望する特別な配慮等について、事前の申出を求めており、これを基に、大学院運営委員会等において対応を協議し、受け入れの判断を行っている。

重度の医療体制が必要など、特段の理由がない限りにおいては、受け入れる方針としている。【資料 14-3：(4月入学) 6、7、12、13 頁 (9月入学) 7、14 頁】(評価の視点 4-6)

○ 学生の選抜基準・方法・手続

日本語教育実践領域の専門科目を除いて授業が英語で行われるため、その受講に支障のない英語力を有する必要があることから、出願要件として、英語圏の大学の動向を参照しながら、国際的に用いられる英語標準テストの点数を基準点として定めている。英語教育実践領域については、米国における大学の学部及び大学院の一部で採用している英語資格基準に合わせ TOEFL®570 点 (PBT) を基準とし、日本語実践領域については、修了生が将来英語圏で日本語教育を実践するという前提から、その際に必要となるであろう TOEFL®530 点 (PBT) を基準とし、発信力実践領域については、英語で行われる授業を理解できる最低限の英語力として TOEFL®550 点 (PBT) を基準としている。また、日本語教育実践領域においては、日本語を母国語にしない者に対して一定の日本語能力 (日本語能力試験 (財団法人日本語国際教育支援協会主催) 1 級又は N1) を求めている。

また、選抜方法・手続については、国際的には一般的な選抜方法であるとの考えに基づき、書類選考のみによって行い、志願票、志願理由及び学修計画書、推薦状、語学力などを総合的に判断して選考している。これは、国際的な人材育成を目指す研究科のアドミッション・ポリシーとも合致している。(評価の視点 4-2)

これら出願要件及び選抜方法・手続については、学生募集要項、大学院案内及び本学ホームページにおいて広く社会に公表しているほか、いずれも日英両言語で記載しており、外国人の受験者に対しても配慮している。【資料 14-3：(4月入学) 3~5、10~11 頁 (9月入学) 3~6、10~13 頁、資料 14-4：20、21 頁、資料 14-7】(評価の視点 4-3)

入学者選抜は、学長、副学長及び大学関係者が、出願者から提出された出願書類を、アドミッション・ポリシー及び求める学生像に照らし、厳正に審査することにより、適正かつ公正に行っている。(評価の視点 4-4、4-5)

なお、選考方法は書類審査のみであることから、障害のある者の受験については、特段の配慮は行っていない。(評価の視点 4-6)

○ 定員の管理

収容定員 (60 名) に対する在学学生数については、大学院設置以来、充足できない状況が続いている。【資料 14-8：第 5 条第 2 項、資料 14-9】(評価の視点 4-7)

○ 特色ある取組

欧米の多くの大学と同様に、入学選抜試験に代えて書類選考による選抜を実施しているほか、志願者には高い英語運用能力を求めている。留学生も日本人同様に受け入れる体制を有

しており、出願書類は英語で記入することとしている。(日本語教育実践領域では高い日本語運用能力を要するため、日本語での出願書類も必要としている。)また、書類審査では、出願者が、グローバル人材としての意識を高く持っているかどうかを重視して選考にあたっている。

多様な学生を確保するため、選考は年3回(10月、1月、6月)実施し、また、その入学時期は、海外の大学の卒業者の入学も見据えて、9月入学としていたが、2014年度から、国内の大学を卒業した学生がより入学しやすいよう、英語教育実践領域及び発信力実践領域においては、4月入学を実施している。【資料14-4:20、21頁】

なお、日本語教育実践領域においては修了生を海外の大学に派遣するという観点から9月入学のみとしているが、前述のとおり、プレ・グラデュエート・スチューデントとして、入学前期間を利用した2科目6単位までの科目の履修又はギャップイヤー活動を認めている。

【資料14-3:(9月入学)1、8頁、資料14-4:4、5頁、資料14-10】(15頁「他大学院で修得した単位等の認定」参照)

また、英語力が本学大学院の出願要件に達していない志願者についても、英語を集中的に学習することにより本学大学院における修学が可能であると判断された場合には、研究生として受け入れ、本学国際教養学部における英語集中プログラム(EAP)で学習し、英語力の基準を満たした上で、再出願できる研究生制度を設けている。【資料14-4:4、5頁】(評価の視点4-8)

<根拠資料>

- ・14-1 中期目標(2016-2021年度)
- ・14-2 中期計画(2016-2021年度)(既出 資料3-3)
- ・14-3 学生募集要項(4月入学、9月入学)(既出 資料2-3)
- ・14-4 大学院案内2016(既出 資料2-2)
- ・14-5 大学ホームページ(研究科の概要)(既出 資料2-1)
- ・14-6 大学ホームページ(3つのポリシー)(既出 資料3-8)
- ・14-7 大学ホームページ(入試制度)
- ・14-8 大学院学則(既出 資料1-3)
- ・14-9 学校基本調査(2009年度~2016年度(抜粋))
- ・14-10 大学ホームページ(7つの特色)

【4 学生の受け入れ(項目14)の点検・評価(長所と問題点)】

○ 長所といえる事項

年3回(10月、1月、6月)の選考を実施しているほか、入学時期を4月及び9月(日本語教育実践領域は9月のみ)とすることにより、多様な学生の確保に努めている。

また、選考については、入学選抜試験を行わず、書類選考のみとし、特に海外からの出願者に配慮した選考を行っている。その結果、2016年5月1日時点における全学生に占める留学生(留学ビザにより入国した外国人学生)の割合は24.4%となっており、学生の多様性につながっている。【資料14-11】

さらに、英語運用能力が出願要件に達していない受験生に対しては、本学国際教養学部の英語集中プログラムで英語の運用能力を高めてから大学院に再出願できる研究生制度を設けることにより、より多くの受験生・入学者の確保と入学後のスムーズな授業への対応の支援に努めている。2012年度（前回の専門職大学院認証評価（外部評価）実施年度）以降に当該制度を利用して入学した学生数は、2012年度に2名、2013年度に3名であった。

○ 改善すべき事項

本学ホームページにおける広報活動、大学院案内の作成・配布、全国7カ所での説明会の開催等を通じて学生確保に努めているが、入学定員及び収容定員を満たさない状況が続いている。

<根拠資料>

・14-11 外国籍を有する大学院学生数

【4 学生の受け入れ（項目14）の将来への取り組み・まとめ】

アドミッション・ポリシーやそれに基づく選抜基準・方針・手続等を適切に設定し、公表するとともに、入学選抜を責任ある組織体制の下で、適切かつ公正に実施している。

本学大学院では、日本語教育実践領域の専門科目を除き、全ての授業を英語で行っているため、出願要件として領域ごとに英語力の基準を設定している。また、選抜方法は厳格な書類選考としているほか、海外の大学の卒業時期に合わせた9月入学を実施しており、現在の高等教育のグローバル・スタンダードに対応した入学選抜方法・手続等を整備・運用している。さらに、年3回の選考や4月入学など、様々な修学ニーズに対応する施策を実施しており、今後もこれらを継続することにより、国内外から、多様で優秀な人材の確保に努めていく。

入学定員及び収容定員の未充足については、本学学部生を対象とした説明会の開催、学外における説明会への参加、民間事業者が運営する大学院生募集サイトへの参加のほか、ホームページの内容の充実、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用などにより、一層の広報活動等に努め、志願者の増加につなげていく。

また、英語運用能力が出願要件に達していない受験生に対する研究生制度を継続し、入学者の確保につなげる。

5 学生支援

項目 15：学生支援（評価の視点 5-1～5-8）

<現状の説明>

○ 学生生活に関する相談・支援体制

① 心身の健康に関する相談・支援体制

新入生オリエンテーションにおいて、全学生に対し、学生生活の支援全般について説明しているほか、事務局窓口において、学生支援担当職員が、随時、学生の相談・支援に当たっている。

健康面における相談・支援体制については、学内に保健室を設置し、看護師を常駐させており、健康相談のほか、病気や怪我等の応急処置を行っている。また、学期ごとの健康診断、毎年のインフルエンザ予防接種、随時に実施する健康教育（AED 講習会、体力づくり、調理実習、健康管理セミナー等）を実施し、学生が健やかに大学生活を送れるよう支援している。

また、メンタルヘルスケアのため、カウンセリング・ルーム（学生相談室）を設置し、臨床心理士の資格を持つカウンセラー（専門職員）を常駐させ、メンタルヘルスから交友関係の悩みなど、広く学生の相談に応じている。【資料 15-1：22 頁】

保健室とカウンセリングルームは隣接して設置しており、学生の利便性を図るとともに、その心身の健康管理について、両施設が連携を取りながら支援を行う体制を整えている。

また、看護師、カウンセラー及び学生支援担当職員によるワーキンググループを組織し、定例的にミーティングを開催することで、個々の学生の状況を多面的に分析し、各学生に必要な対応をきめ細かく実施しているほか、関係部署や教員と連携し、学生の問題について情報を集めることにより、早期発見と早期対応につなげている。

健康支援に関する情報提供については、日英両言語で書かれた「保健室だより」を定期的に学生・教職員へ配布し、感染症や季節によって起こりやすい病気等についての情報を周知している。同様に、日英両言語で書かれた Medical Guidebook を毎学期新入生に配布し、病状・病院情報・処方などの情報を事前に周知することで、学生一人ひとりが意識をもって自己の健康管理ができるよう努めている。

② その他の支援体制

住居支援として、大学がキャンパス内に居住施設を設置しており、居住希望者については、応募・審査を経て、入居者を決定している。【資料 15-1：22 頁】

（評価の視点 5-1）

○ 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制

ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、教職員等の責務、ハラスメントの防止・対策に係る委員会の設置、相談員の設置、調査部会の設置等について規定している。

同規程に基づき、学内に、各種ハラスメントに関する申出及び相談を受ける相談員を設置しており、専任教員及び専任職員からそれぞれ男女 1 名ずつを充てている。【資料 15-2、資料 15-3：25、52 頁】

また、全学生に配布する学生便覧にハラスメント防止ガイドラインを掲載し、周知を図っているほか、新入生オリエンテーションにおいて、日本人学生及び留学生に対して、ハラスメント防止に関するセッションを行っている。【資料 15-3：23～25、50～52 頁、資料 15-4】（評価の視点 5-2）

○ 経済的支援についての相談・支援体制

経済的に困難な学生に対して、授業料減免の制度を設けているほか、本学独自の奨学金を整備しており、学生課の担当者が、これらの制度に関する相談や申請手続に対応している。

また、これらの支援に併せて、学外団体による貸与奨学金や各種の給付奨学金についての情報提供や申請の支援なども行っている。【資料 15-5、資料 15-6】（評価の視点 5-3）

○ 障害のある者に対する支援体制

障害のある学生については、学生課及び教務課に支援担当職員を配置し、学生生活（学生課）、修学支援（教務課）など、支援のケースに応じて、カウンセラー、看護師等と連携して生活支援・修学支援を行う体制を整えている。

障害のある者その他の修学上の特別な配慮を必要とする入学志願者については、申出書を提出させ、必要な配慮について検討しているほか、障害のある者が入学する際は、事前に担当者会議を実施し、当該学生に必要な支援等について協議・検討している。さらに、セメスター中においても、適宜、担当者会議を実施し、支援内容の確認、情報共有等を行うなど、柔軟かつ適切な支援に努めている。【資料 15-7：（4 月入学）6、7、12、13 頁（9 月入学）7、14 頁】

また、2016 年度に障害学生修学等支援規程を制定し、同規程に基づき、障害のある学生の修学等の支援について、実施計画を策定し、必要な事項を審議するため、学務部長を委員長とする障害学生修学等支援委員会を設置したほか、学生課への修学・健康支援コーディネーターの配置、関係部署の担当職員により構成される障害学生修学支援グループの組織など、より組織的に障害のある学生の支援を実施する体制を整えた。【資料 15-8、資料 15-9】（評価の視点 5-4）

○ キャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制

一般企業への就職希望者については、学部生と同様に事務局キャリア開発センターにおいて就職支援・相談を行っているが、英語教員、日本語教員等の本研究科に特有の職業については、その特殊性や多様性に鑑み、各領域で独自に対応する体制としている。

なお、キャリア開発センターに大学院生を対象にした求人等があった場合には、各領域代表とその情報を共有している。

各領域におけるキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制は、次のとおりである。

・英語教育実践領域

多くの学生の進路希望先が、公立又は私立の中学校又は高等学校であるため、希望する校種に合わせて相談に応じている。また、留学生や、中等教育以外への就職を望む者についても同様に個別に対応し、指導している。

また、中等教育における教員採用数が年々減少していることから、教員採用試験の対策をする取組を課外で実施しており、その総時間数は年間 100 時間を超えている。

・日本語教育実践領域

日本語教育界では、実務経験のない者は日本語教育機関に応募できないという難しさがあるため、日本語教育実践領域では修了生のために 1 年間の非常勤講師としての勤務先を開拓してきた。現在、カセサート大学附属学校（タイ）、オーフス大学（デンマーク）、開南大学（台湾）にそれぞれ毎年 1～2 名の修了生を派遣している。そのほか、ウィリアム&メリー大学（米国）の日本語ハウステュターとして同じく修了生を 1 年間派遣している。また、修了生からの紹介や情報を得るために、毎年 7 月に世界各地で活躍している修了生を招いて研究会を開催している。日本国内の日本語教員就職セミナーの案内や募集情報は、随時、学生に電子メール等で提供しており、就職相談も常時受け付けている。

世界各地の日本語科教員らとも連絡を取り合っており、修了生の就職先を確保すべく国際交流基金や国際協力機構などの公的機関との連携も深めるべく鋭意努力している。

・発信力実践領域

求人情報及びインターンシップ募集情報を、随時、学生に提供している。

就職に関する学生からの相談については、原則として、領域代表が窓口となり、相談内容に合った教員や知人を紹介するなど、指導に当たっている。

（評価の視点 5-5）

○ 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制

① 留学生を受け入れるための支援体制

事務局職員については、原則として、一定水準以上の英語能力を採用条件としており、留学生からの相談等に対して日英両言語で対応できる体制を整えている。また、学生生活に関する各種書類、学生への連絡文書、掲示物等についても英語で作成しているほか、留学生の入学に際しては、当該職員が、在留カードや住民登録等に係る手続などの支援も行っている。

また、留学生については、大学が運営する学内居住施設（学生宿舎）への入居を優先的に認めている。（39 頁「学生生活に関する相談・支援体制 ②その他の支援体制」参照）

② 社会人学生を受け入れるための支援体制

職業を有しながら修学する社会人学生等が、その申出により、標準修業年限である 2 年を超える一定の期間にわたる計画的な履修（長期履修）を認められた場合において、当該 2 年を超える期間に係る授業料を減免できることとしている。【資料 15-10：第 11 条第 2 項、資料 15-5：第 4 条第 1 項第 5 号】

（評価の視点 5-6）

○ 学生の自主的な活動、同窓会組織等への支援

学生の自主的な活動への支援として、国際会議、各種研究発表会、多くの大学生が集まる交流研究会等への参加を支援する本学独自の給付型奨学金「アンバサダー奨励金」を設けている。その周知については、新入生オリエンテーション、全学生への電子メール、本学ホームページへの情報掲載により行っている。【資料 15-4、資料 15-6】

(評価の視点 5-7)

<根拠資料>

- ・ 15-1 大学院案内 2016 (既出 資料 2-2)
- ・ 15-2 国際教養大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- ・ 15-3 学生便覧 (既出 資料 2-4)
- ・ 15-4 新入生オリエンテーションスケジュール
- ・ 15-5 授業料等取扱規程 (既出 資料 3-13)
- ・ 15-6 大学ホームページ (学費・奨学金)
- ・ 15-7 学生募集要項 (4月入学、9月入学) (既出 資料 2-3)
- ・ 15-8 障害学生修学等支援規程
- ・ 15-9 障害学生修学等支援委員会規程
- ・ 15-10 大学院学則 (既出 資料 1-3)

【5 学生支援（項目 15）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

学生の生活及び修学に関する相談・支援については、英語対応ができる職員の配置、日英両言語による各種資料の作成等により、外国人学生についても言語面での不便がないよう配慮している。

また、看護師、カウンセラー及び学生支援担当職員が連携し、個々の学生の状況に応じたきめ細かいケアと、学生の問題への迅速な対応ができる体制を整えている。

さらに、2016年度には、障害がある学生の修学等に対する支援を強化するため、「修学・健康支援コーディネーター」を設置したほか、障害学生修学支援グループを組織するなど、組織的な支援体制を整えた。

【5 学生支援（項目 15）の将来への取り組み・まとめ】

本学大学院には、外国人、社会人などの多様な学生が在籍しているほか、その約半数がキャンパス内に居住しているため、生活全般に係る相談も多く、それぞれの状況に応じた多様なニーズへの柔軟な対応が必要となっている。

学生生活全般に関する相談・支援については、学生課の職員が、看護師及びカウンセラーと連携を取りながら、個々のケースに応じてきめ細かく対応している。また、各種ハラスメントに関する相談及び障害のある学生に対する支援については、関係規程を整備し、組織的に学生の支援を行う体制を整えている。特に、障害のある学生への修学・健康支援については、2016

年度に「修学・健康支援コーディネーター」を設置するなど、組織的な支援体制を強化している。

これらの各種支援については、外国人学生の生活及び修学に支障が生じないよう、日英両言語で実施しており、今後とも、その支援レベルを維持するためにも、職員採用に当たっては、原則として一定水準以上の英語能力を条件とするほか、職員に対して計画的にスタッフ・デベロップメント（SD）を実施するなどして、高い英語力と事務能力を兼ね備えた事務局職員の確保と育成に努めていく。

また、キャリア形成、進路選択等に関わる相談支援体制については、本学大学院修了生の進路先の特殊性、多様性等に鑑み、引き続き、各領域の教員による学生への情報提供、個別相談・指導を継続するとともに、教員が持つ人的ネットワークを活用するなどして、各領域の専門分野に応じた就職先の開拓にも努めていく。

6 教育研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備（評価の視点 6-1～6-6）

<現状の説明>

○ 大学院に関する施設・設備の整備状況

大学院に関する施設・設備については、学生の学修と教員の教育研究環境に配慮して整備しており、その状況については次のとおりである。【資料 16-1：22、23 頁】

・管理棟（A 棟）

理事長・学長室、常務理事室、副学長室、教員研究室、事務室、会議室のほか、100 名程度の収容が可能な講堂等を整備している。

・講義棟（B・C・D 棟）

教室のほか、D 棟には、大学院生研究室、250 名程度の収容が可能で公開講座などでも使用されるレクチャーホール等を整備している。また、C 棟には、同時通訳ブースを設置した教室（同時通訳教室）を整備しており、発信力実践領域において、通訳技法を学ぶ授業に活用している。

各教室には、コンピュータ及びプロジェクターを整備しており、演習やディスカッション形式の授業に対応している。

・ファカルティ棟（E 棟）

音楽室、非常勤教員室、看護師が常駐する保健室、カウンセラーが常駐するカウンセリングルーム等を整備している。

・学生会館（F 棟）

レクリエーションスペース、ラウンジ、学生活動室、学生会議室、和室、小会議室、スタジオ、カレッジカフェ、売店等を整備しており、学生が集まり、相互に交流し、活動する拠点となっている。

・図書館棟（L 棟）

24 時間 365 日開館の中嶋記念図書館、能動的学修支援センター（ALSC）（現：能動的学修・評価センター（ALAC））、IT 教室等を整備しており、学生による自主的な学修等に活用されている。

能動的学修支援センターに設置している言語異文化学修センター（LDIC）は、外国語の自律学修を支援する施設であり、英語、日本語を含む 41 言語についての多様な学修教材を備えているほか、グループ学修のための多目的ルーム、ソフトウェアを使用した発音練習等が可能なスピーキングルームなど、自主的な言語学修を支援するための設備を整備している。【資料 16-2：30 頁】

なお、大学院生は、能動的学修支援センターに設置している学修達成センター（AAC）において、チューターとして、学部学生に学修支援を行っている。【資料 16-2：31 頁】

また、IT 教室を 3 室整備し、合計 150 台のコンピュータを設置しており、学生はコンピュータを活用しての自習が可能となっている。IT 教室のうちの 1 室は、図書館と同様に 24 時間 365 日の利用を可能としている。【資料 16-2：71 頁】

・学生イニシアティブセンター（I 棟）

本学が 2014 年 10 月に採択を受けたスーパーグローバル大学創成支援事業（文部科学省

事業) (以下「スーパーグローバル大学創成支援事業」という。) によるプロジェクトの活動の場として、2015年に設置した。【資料 16-2 : 71 頁】

同事業には、学部学生とともに、大学院生がその専攻する専門分野に関する活動に参加しており、小・中・高校生を対象にした英語で英語を教えるプログラム「イングリッシュビレッジ」(52 頁「外部機関との連携・協働等」参照) には、英語教育実践領域の学生が参加し、中心的な役割を担っているほか、その活動を通じて、実践的な英語教育スキルを学ぶなどしている。【資料 16-3】

・学生宿舎

大学院生用の宿舎として、学内に、グラデュエートハウス(全 24 室)を整備しており、2016 年 5 月 1 日時点における大学院生の入居率は、全学生中約 50 パーセントとなっている。

・Suda Hall (多目的ホール)

通常は体育館として、学生のサークル活動等において使用しているが、可動式の観覧席(約 500 席)を備え付けており、入学式、卒業式等の式典やコンサートなどにも活用している。

(評価の視点 6-1、6-2)

○ 障害のある者のための施設・設備の整備状況

各施設において、廊下及び階段には手すりや滑り止め、段差のある場所にはスロープを設置しているほか、エレベーター、障害者用トイレ、点字ブロック、拡大読書機等を設置するなど、障害のある学生等が安全かつ円滑に利用できるように施設を整備している。【資料 16-4】
(評価の視点 6-3)

○ 情報インフラストラクチャーの整備状況

前述の IT 教室を整備しているほか、大学院生の各研究室には、コンピュータ(40 台)及びプリンターを設置しており、いずれのコンピュータでも自由に使用できる共用システムを採用している。また、各教員の研究室にもコンピュータ及びプリンターを 1 台ずつ設置している。

インターネットには、高速回線により、学術情報ネットワーク(国立情報学研究所が構築・運用している情報通信ネットワーク)経由で接続しており、豊富な文献データベース、電子書籍サービス等を快適に使える環境を提供している。

また、無線 LAN を全校舎エリアに整備し、認証システムによる管理の下、学生・教職員が利用できる環境を整えている。(評価の視点 6-4)

○ 教育研究に資する人的な支援体制

① 研究運営委員会の設置等

研究の推進に関する事項を審議し、もって研究の質の向上及び研究費の円滑な運用に資するため、学則第 21 条に基づき、研究運営委員会を設置している。

同委員会は、研究費の運用指針・配分審査に関する事、教員の研究活動の評価方法に関する事、教員の研究活動に関する改善への取組に関する事等を審議しており、教員の研究活動を支援する組織として運営されている。【資料 16-5 : 第 21 条、資料 16-6】

また、事務局企画課に研究・地域連携支援チームを置き、研究費の執行、科学研究費をはじめとする外部研究費に関する情報提供及び申請事務、研究協力者の雇用事務等の支援を行っている。【資料 16-7】 これらの対応は、外国人教員に配慮し、書類作成を含めて日英両言語で実施している。【資料 16-8】

なお、教員は、教員研究費を使用して学生をリサーチアシスタントとして雇用し、研究補助業務を行わせることが可能となっている。

② 図書館による支援状況

図書館では、教員に対して、図書・資料等の貸出のほか、学外からの資料の取り寄せや、レファレンスサービスを行い、その教育研究を支援している。

また、図書館職員や外部講師が、教員と連携して、授業の際に、図書館及び電子リソースの利用ガイダンスを年に1~2回実施している。

(評価の視点 6-5)

<根拠資料>

- ・ 16-1 大学院案内 2016 (既出 資料 2-2)
- ・ 16-2 大学案内 2016-2017
- ・ 16-3 国際教養大学スーパーグローバル大学創成支援事業パンフレット「日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジ構想」
- ・ 16-4 大学ホームページ (障害のある学生の修学支援)
- ・ 16-5 学則 (既出 資料 1-2)
- ・ 16-6 研究運営委員会規程
- ・ 16-7 事務局組織図
- ・ 16-8 研究費執行マニュアル 2016

項目 17：図書資料等の整備 (評価の視点 6-7~6-9)

<現状の説明>

○ 図書・資料等の整備状況

学生の学修及び教員の教育研究活動に必要な図書、電子書籍、雑誌、電子ジャーナル、データベースその他資料については、年に4回程度開催する図書館運営委員会において検討を行い、計画的に整備することとしている。同委員会には、各領域から教員1名が委員として参加し、大学院における教育研究活動に必要な図書・資料等について、要望、意見等を述べている。【資料 17-1】

本学大学院に関する図書、電子リソース等の整備状況は、次のとおりである。

2009年から、データベース「Lexis Nexis Academic」を利用しており、発信力実践領域の授業において活用されている。また、同年から、データベース「CiNii (NII 学術情報ナビゲータ：サイニイ)」を利用しており、日本語の論文や日本で書かれた英語の論文が利用できるため、英語教育実践領域及び日本語教育実践領域において活用されている。

2011年から2013年にかけて、英語教育実践領域分野については600冊程度、日本語教育実践領域分野については180冊程度、発信力実践領域分野については120冊程度の基本とな

る図書・資料を整備した。

2012年4月に、英語資料を対象としたデータベースである「ProQuest Research Library」を「ProQuest Central」にレベルアップすることにより、英語圏の学術雑誌1万6千タイトルに含まれる論文全文及び14万タイトルの博士論文全文の電子ファイルの利用が可能となったほか、人文科学、社会科学、自然科学、工学及び医学分野にわたる175の学術領域に係る学術雑誌、新聞、博士論文、専門レポート等を横断的に検索することが可能となり、英語教育実践領域分野及び発信力実践領域分野に関する資料が充実した。

さらに、同年において、電子ジャーナル「Science Direct」の社会科学系5分野のコレクションを導入し、言語教育分野の電子ジャーナルは8タイトル、グローバル・コミュニケーション分野の電子ジャーナルは6タイトルの利用が可能となり、英語教育実践領域及び発信力実践領域において活用されている。

2014年9月からは、アメリカの大学において高い評価を得ている電子書籍サービスを導入し、25万点の洋書の購読を可能とした。このうち、言語教育分野の電子書籍は約1万点、グローバル・コミュニケーション分野の電子書籍は660点となっている。

2016年4月からは、人文社会学系、特に言語教育分野の強化を図り、電子ジャーナルアーカイブ「JSTOR」の契約範囲を拡大し、119タイトルの電子ジャーナルの購読を可能とした。

2016年5月現在において、本学図書館全体では、洋書約5万冊、和書約2万8千冊、洋雑誌108タイトル、和雑誌64タイトル、電子書籍約25万点、電子ジャーナル約1,900タイトル、データベース5種類、視聴覚資料約3千点を整備している。【資料17-2:52頁、資料17-3】(評価の視点6-7)

○ 図書館の利用環境等

図書館は24時間365日開館しており、全ての学生及び教員に、時間の制約なく、図書館を利用できる環境を提供している。また、学術認証フェデレーション「学認(GakuNin)」に参加することにより、学生はキャンパス内であれば宿舍等からでも、教員はキャンパス外からでも、インターネットを利用して、大学が契約している電子ジャーナル、データベース、電子書籍等の電子リソースにアクセスすることが可能となっており、高い利便性を確保している。【資料17-2:52、53頁】

また、大学院生は、その学修において、学部生に比べて多くの図書が必要となるため、大学院生に対する図書の貸出総数は学部生の2倍の20冊としている。(貸出期限は1ヶ月)また、大学院生は教員と同様に、申請手続により、閉架書庫に入室し、研究用の資料を閲覧することができることとしている。

教員については、教育研究活動を支援するため、図書の貸出総数は30冊、その貸出期限は3ヶ月以内としている。【資料17-4:第5条第1項、第9条】(評価の視点6-8)

○ 図書・資料等の特色

本研究科の教育研究活動においては、外国語の資料の整備が不可欠であるため、本学図書館では、「図書館収書方針」に基づき、各領域の教員から推薦があった教科書、参考書、研究書等について、英語7割、日本語3割の比率で整備を進めてきた。【資料17-5】

外国語の資料は高額なものも多く、質の高い外国語の資料、特に、授業における使用言語

である英語の資料について、十分な量を、安定的かつ経済的に整備するため、電子書籍や電子ジャーナルのパッケージを2014年から導入している。これにより、本学研究科の学修・教育研究環境が改善された。

整備した電子書籍は、所蔵する図書約32万7千冊の約76%、電子ジャーナルは、雑誌約2千タイトルの約95%を占め、本学図書館は、図書、雑誌ともに電子リソースの割合が高いハイブリッド図書館となっている。(評価の視点6-9)

<根拠資料>

- ・17-1 図書館運営委員会規程
- ・17-2 大学案内2016-2017(既出 資料16-2)
- ・17-3 電子リソース・電子書籍関係資料
- ・17-4 図書館利用細則
- ・17-5 図書館収書方針

項目18：専任教員の教育研究環境の整備(評価の視点6-10～6-12)

<現状の説明>

○ 専任教員の授業担当時間

専任教員の授業担当時間は、教育のための準備及び研究活動に配慮し、年間18単位を標準としている。

なお、当該授業担当時間については、教員評価における評価分野の配分に関する面接(32頁「専任教員の教育研究活動等の評価」参照)において、当該専任教員の研究活動等に配慮し、調整を行うこととしている。(評価の視点6-10)

○ 専任教員の教育研究環境

① 研究費の支給等

研究費規程に基づき、本学独自の研究費として、教員研究費及び学長プロジェクト研究費を支給しており、その配分については、学長、副学長等により構成する研究運営委員会が審査を行い、適切に配分している。

また、これら研究費の執行を支援するため、分かりやすく解説した研究費執行マニュアルを日英両言語で作成し、教員に配布している。【資料18-1、資料18-2、資料18-3、資料18-4】

② 研究室の整備等

専任教員の研究室については、全員分の個別研究室(15㎡/1室)を確保しているほか、非常勤講師については、非常勤講師用の共用スペースを確保しており、研究・教育に専念できる環境を整備している。

(評価の視点6-11)

○ 専任教員の教育研究活動への配慮

専任教員の教育研究活動を支援するため、サバティカル制度及び特別研修制度を設けてい

る。

① サバティカル制度

サバティカル制度は、専任教員の教育研究等の能力の向上を目的として、研究を除く教育、学務及び地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度である。

サバティカル制度を利用できる期間は、1 セメスター又は 1 年間であり、制度の利用に関する費用は教員の負担となる。また、サバティカル期間中の給与については、期間が 1 セメスターの場合は 75%、期間が 1 年間の場合は 50%が支給される。【資料 18-5】

なお、2016 年 5 月 1 日までの本制度の利用実績はない。

② 特別研修制度

特別研修制度はサバティカル制度を利用できる勤続年数に満たない教員が応募できる制度で、その利用期間、原則として、セメスター（春学期は 4 月から 8 月まで、秋学期は 9 月から 12 月まで）を単位として 1 年以内の期間であり、制度の利用中の給与は 50%（冬期プログラム期間(1 月から 3 月まで)中の給与については全額)が支給される。【資料 18-6】

2016 年 5 月 1 日までの本制度の利用実績は、1 名である。

(評価の視点 6-12)

<根拠資料>

- ・ 18-1 研究費規程
- ・ 18-2 研究運営委員会規程（既出 資料 16-6）
- ・ 18-3 研究費執行マニュアル 2016（既出 資料 16-8）
- ・ 18-4 2016 年度学内研究費について（通知）
- ・ 18-5 サバティカル制度規程
- ・ 18-6 教員研修規程

【6 教育研究等環境（項目 16～18）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

学生及び教員に対し、図書館及び IT 教室を 24 時間 365 日開放しており、時間の制約なく学修・研究できる環境を提供している。【資料 18-7】また、これらの施設における窓口対応、情報提供等は、外国人の学生及び教員に配慮し、日英両言語で行っている。

図書館では、洋書や外国語の資料・刊行物などについて、電子書籍、電子ジャーナル、データベース等の電子リソースを充実しているほか、学生及び教員が、これらの電子リソースに館外からでもアクセスできる環境を整え、高い利便性を確保している。

また、専任教員の教育研究活動への配慮として、サバティカル制度及び特別研修制度を設け、その研究活動を促進・奨励している。

○ 改善すべき事項

ハードの図書・資料と電子リソースの理想的な配分を目指すハイブリッド図書館の特徴をより活かすために、オンラインで容易に電子資料を検索できるディスカバリーサービスを導

入したいと考えている。

<根拠資料>

・18-7 図書館の利用状況

【6 教育研究等環境（項目16～18）の将来への取り組み・まとめ】

学生の学修及び教員の教育研究に必要な施設・設備、情報インフラストラクチャー等を十分に整備しており、特に、図書館については、24時間365日開館しているほか、学内外からシームレスに利用できる電子リソースを含め、本研究科の専門性に即した図書・資料等を計画的・体系的に整備している。

今後は、電子リソースの活用と図書館のさらなる利便性の向上のため、オンラインで容易に電子リソースを検索できるディスカバリーサービスの導入を検討していくとともに、学生についてもキャンパス外からこれらの電子リソースにアクセスできる環境を整備していく。

また、その他施設・設備については、建設時期等に応じた適切な維持管理と計画的な修繕等により、施設の長寿命化を図るとともに、老朽化の著しい施設・設備については、随時、改修・改築を実施していきたい。

教員の研究活動の支援については、研究運営委員会を通じて、本学独自の研究費である教員研究費及び学長プロジェクト研究費の適切かつ効果的な支給に努めるとともに、サバティカル制度その他の研修制度の利用を推奨するなど、引き続き、教員の教育研究活動を支援・促進していきたい。

7 管理運営

項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携（評価の視点 7-1～7-5）

<現状の説明>

○ 管理運営に係る組織体制及び関係諸規程

定款において、法人の目的、組織及び業務執行に関する基本原則が規定されており、法人の重要事項を審議するため、定款第 13 条に基づき、大学経営会議が設置されている。本会議は理事長、理事及び理事長が指名する者をもって構成され、理事長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行えるよう、議長は理事長又は理事長が指名する者が務めている。（定款第 15 条第 1 項）また、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、定款 18 条に基づき教育研究会議が設置されている。【資料 19-1：第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条】

教育研究会議からの委任を受け、大学の教育研究に関する重要事項のうち、大学院に係るものを審議する組織として、大学院運営委員会を設置している。本委員会は、グローバル・コミュニケーション実践研究科長を委員長とし、学長、各領域代表等をもって構成しており、本学大学院に係る、教育課程の編成に関する事項、授業科目の種類及び編成の方針に関する事項、学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針に関する事項、成績評価及び学位授与に係る方針に関する事項等を審議する、本学大学院の管理運営において中核的な組織となっている。【資料 19-2、資料 19-3】

また、大学院学則第 6 条に基づき、大学院の運営組織として、グローバル・コミュニケーション実践研究科に研究科長を置くとともに、大学院学則第 7 条に基づき、本研究科の専任教員で組織する大学院研究科委員会を置いている。同委員会は、学長が、①学生の入学及び課程の修了、②学位の授与、③学長から諮問を受けた教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり意見を述べることとしており、同委員会の運営等については、大学院研究科委員会規程において規定している。

これらの会議及び委員会については、的確かつ迅速に大学の意思を決定するとともに、適切な大学院の管理運営を行うため、大学経営会議を年 10 回、大学院運営委員会を年 10 回程度、大学院研究科委員会を年 5 回開催することとしている。

また、学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程第 16 条から第 19 条までに基づき、グローバル・コミュニケーション実践専攻に専攻長を置いているほか、各領域に代表を置いている。【資料 19-4：第 6 条、第 7 条、資料 19-5、資料 19-6：第 16 条～第 19 条】（評価の視点 7-1、7-2）

○ 大学院に係る専任教員組織の長の任免等

本研究科の研究科長、グローバル・コミュニケーション実践専攻の専攻長及び各領域代表に係る選考の基準、選考の方法、任期、解任等については、大学における教育研究上の組織の長等選考規程において規定している。

これらの長は、同規程に基づき、当該研究科の専任教員の中から、大学経営会議の議を経て、理事長が任命している。【資料 19-7】（評価の視点 7-3）

○ 外部機関との連携・協働等

各領域における外部機関との連携・協働等の状況は、次のとおりである。

・英語教育実践領域

秋田市立御所野学院中学校・高等学校と提携し、教育実習の受け入れ体制を確保している。

また、外部機関との特徴的な取組としては、「イングリッシュビレッジ」の開催が挙げられる。「イングリッシュビレッジ」では、英語教育実践領域の学生が中心となって、小学生・中学生・高校生向けの英語研修プログラムを2泊3日の日程で企画し、提供しており、英語教育実践領域のカリキュラムで修得した理論を実践することが求められるほか、教育旅行を安全に実施するためのスキルを身に付ける実践の場となっている。2015年1月に運用を開始し、2016年10月現在で、23回実施し、延べ23校、753名の小中高生が参加した。

さらに、研究・教育成果の還元の場合として、「ティーチャーズセミナー」を実施している。英語教育実践領域の教員が中心となって、県内外の現職英語教員を対象とした教員研修を提供している。特に、小学校外国語活動担当教員向けの5日間研修は、秋田県教育委員会と連携して実施しており、その成果は県内外から高い評価を得ている。

・日本語教育実践領域

日本語教育実践領域では、海外教育実習先との連携が密接に行われている。教員による現地訪問と打ち合わせのほか、頻繁なメールのやり取りや学会などの機会を捉えた教員間の面談と情報交換等も行われる。日本語教育実践領域の海外の実習内容は、他の日本の大学及び大学院の海外教育実習内容と大きく異なるため、綿密な打ち合わせと調整が欠かせないからである。また、修了生の派遣先大学に関しても、機会を捉えて情報交換を図っており、必要に応じて、派遣者の訓練を追加したり、派遣者の選考に配慮したりしている。

県内の行政機関との連携・協力として、秋田市企画調整課国際交流担当からの依頼を受け、2015年度より、秋田市日本語教室に学生を日本語講師として派遣しており、教室運営に関しても指導・助言を継続している。また、秋田市教育委員会からの依頼を受け、2013年度より、日本語支援サポーター研修会の講師として教員らが日本語教育支援研修に当たっている。

・発信力実践領域

発信力実践領域の場合、インターンの受け入れ先として東京に3カ所、秋田に2カ所確保しており、学生に周知している。しかし、英語教育実践領域や日本語教育実践領域の学生と異なり、将来計画や就職希望先が多様なため、これらの受け入れ先に学生が毎年行くとは限らない。また、これら提携先企業は他大学・大学院の学生も受け入れている。昨年度これら提携先企業でインターンシップを実施したのは、東京2カ所、秋田1カ所で各1名ずつ、合計3名のみで、それ以外の学生は各々自分で見つけた企業においてインターンシップを行った。それでも「井之上パブリック・リレーションズ」（東京）や「ロカ・リサーチ」（オンライン広告代理業）（東京）のように、特に良心的で良質なインターンシップ・プログラムを用意している企業は是非活用するよう、学生達に強く勧めている。

（評価の視点 7-4）

○ 関連する学部・研究科等との連携・役割分担

本学では、本研究科の専門職分野と直接に関係する学部・研究科等を設置していないが、英語力が本学大学院の出願要件に達していない志願者については、研究生として受け入れ、本学国際教養学部における英語集中プログラム（EAP）で学習し、英語力の基準を満たした上で、再出願できる研究生制度を設けている。【資料 19-4：第 40 条第 1 項、第 2 項、資料 19-8、資料 19-9：4、5 頁】

また、大学院で取得する中学校／高等学校教諭専修免許状（英語）の基礎免許となる高等学校教諭一種免許状（英語）を取得するため、同学部の教職課程を履修することができることとしている。【資料 19-9：8 頁、資料 19-10：第 2 条】（評価の視点 7-5）

<根拠資料>

- ・ 19-1 定款（既出 資料 1-1）
- ・ 19-2 教育研究会議議事概要（2008 年 7 月 9 日）
- ・ 19-3 大学院運営委員会規程（既出 資料 3-5）
- ・ 19-4 大学院学則（既出 資料 1-3）
- ・ 19-5 大学院研究科委員会規程
- ・ 19-6 学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程
- ・ 19-7 国際教養大学における教育研究上の組織の長等選考規程
- ・ 19-8 研究生規程
- ・ 19-9 大学院案内 2016（既出 資料 2-2）
- ・ 19-10 教職課程履修規程

項目 20：事務組織（評価の視点 7-6～7-8）

<現状の説明>

○ 事務組織の設置等

① 事務組織の設置

学則第 6 条に基づき、本学に事務局を設置しており、その組織体制等については、事務組織規程において規定している。【資料 20-1：第 6 条、資料 20-2、資料 20-3】

事務局には、総務、企画、教務及び学生の 4 課、入試、監査、ICT 推進及びスーパーグローバル事業推進の 4 室、キャリア開発及び国際の 2 センターを置いており、職員総数は、2016 年 5 月 1 日現在で 85 名であり、その内訳は専任職員 43 名、設立団体である秋田県からの派遣職員 7 名、嘱託職員 14 名、非常勤職員 2 名、民間の派遣会社からの派遣職員 18 名、市からの派遣職員 1 名となっている。

なお、当該事務局は、大学院の固有の事務組織ではなく、学部を含む大学全体に係る事務組織であり、その職員は、事務内容に応じて、学部及び大学院の事務を兼務している。しかしながら、適切な事務配分と適性を考慮した職員配置により、小規模ながら、効率的に機能し、学部事務とともに、大学院事務を処理している。

職員の採用及び服務については、教職員就業規程に規定している。職員の採用において

は、経理等の専門職員を除き、外国人の学生や教員への支援、英語による会議運営、事務処理等のため、英語による業務遂行能力を必須条件としており、その応募要件はTOEIC850点相当以上が望ましいとしている。(評価の視点 7-6)

② 事務局職員の意欲・資質の向上を図るための方策

秋田県からの派遣職員を含む全ての常勤職員に対し、評価制度を導入している。

業績評価については本人の適性或業務遂行の難易度を勘案しつつ、業務実績と能力の双方を評価の対象としており、職員の資質を総合的に評価する仕組みとしている。

専任職員及びディレクター以上の当該派遣職員については、当該評価の結果に基づき、毎年の年俸額を決定しているほか、3年ごとに実年俸の算定の基礎となるベース年俸を決定している。【資料 20-4：第 10 条、資料 20-5】

また、職員の資質向上のため、職員研修規程に基づき、スタッフ・デベロップメント (SD) を実施しており、毎年度当初に研修方針を定めた上で、基礎スキル、大学マネジメントに係るスキル、個別業務にかかるスキル等の修得に関する研修を計画的に実施している。【資料 20-6、資料 20-7、資料 20-8】(評価の視点 7-8)

○ 事務組織と関係諸組織の連携

事務局は、大学経営会議、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会について、委員の出席調整、議題の取りまとめ、会議資料・議事録の作成などの運営事務全般を委員等と密接に連絡調整を行いながら進めている。

これらの会議及び委員会を開催するに当たっては、学長(理事長)、副学長(常務理事及び理事)、事務局長及び関係する事務局課室センターの長、グローバル・コミュニケーション実践研究科長(大学院運営委員会に係る打ち合わせのみ)等による事前の打ち合わせを実施し、事務局等からの意見を交えながら、諮るべき議題を検討・調整した上で、会議等を開催している。

さらに、大学経営会議及び大学院運営委員会には事務局長が委員として参加し、これらの会議等と事務局との間のパイプ役を担っているため、当該会議等における決定事項、指摘事項、意見等のほか、経営陣や大学院の管理運営組織の意向を適切に事務局業務に反映させるとともに、効率的に事務を推進できる体制となっている。

また、定期的に行っている学長(理事長)、副学長(常務理事及び理事)及び事務局長による検討会において、大学経営会議の審議内容等を踏まえた協議を行い、大学業務の方向性等を検討しているほか、随時、副学長(常務理事及び理事)、事務局長、事務局次長等による打ち合わせを行い、事務局レベルの情報共有や意識統一を図ることで、各課室センターが連携を取りながら事務を推進している。(評価の視点 7-7)

<根拠資料>

- ・ 20-1 学則 (既出 資料 1-2)
- ・ 20-2 事務組織規程
- ・ 20-3 事務局組織図 (既出 資料 16-7)

- ・20-4 教職員就業規程（既出 資料 12-1）
- ・20-5 教職員評価規程（既出 資料 9-3）
- ・20-6 職員研修規程
- ・20-7 職員研修方針（2011 年度～2015 年度）
- ・20-8 スタッフ・デベロップメント（SD）実績（2011 年度～2015 年度）

【7 管理運営（項目 19～20）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

大学院の教育研究に関する重要事項を審議する大学院運営委員会の委員長は、グローバル・コミュニケーション実践研究科長が務めており、大学院における教育研究の自律性を確保するとともに、大学院に係る固有の事案について、迅速に審議・検討できる体制としている。

また、事務局職員については、英語による業務遂行能力を必須条件としており、外国人の学生や教員への支援や英語による事務処理の体制を整えている。

○ 改善すべき事項

職員については、家庭の事情、本学と類似の教育プログラムを実施している大学への流出等により離職率が高く、勤続年数が短い傾向にあったが、近年、定着率は高まってきている。

しかしながら、高い英語力を有し、即戦力となりうる人材の確保が難しいこと、秋田県からの県職員の派遣が段階的に減ることから、専任職員の確保及び育成が課題となっている。【資料 20-9】

<根拠資料>

- ・20-9 職員の離職の状況

【7 管理運営（項目 19～20）の将来への取り組み・まとめ】

定款及び規程に基づき、大学経営会議、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会を適切に運営するとともに、管理運営を行う専任教員組織の長である研究科長及び専攻長並びに各領域代表を本研究科の専任教員の中から選考するなど、大学院固有の組織体制を整備し、機能させている。特に、大学院運営委員会の委員長は研究科長が務めており、教育研究における大学院の自律性と機動的な運営体制を確保している。

また、事務局については、外国人の学生及び教員への支援、英語による事務処理等の必要性から、高い英語力を持つ職員を配置しており、今後とも、安定的に事務局を運営し、より発展させていくためにも、高い英語力と事務処理能力を兼ね備えた職員の確保と育成に努めるとともに、福利厚生の実施、ワークライフバランスを考慮した働き方の提案等により、職員の定着にも努めていく。

8 点検・評価、情報公開

項目 21：自己点検・評価（評価の視点 8-1～8-5）

<現状の説明>

○ 自己点検・評価のための仕組み・組織体制等

① 自己点検・評価のための仕組み等

本学では、学則第2条第1項において、「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究の活動等について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、大学院学則第3条第1項において「本学大学院は教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。」としている。【資料 21-1：第2条第1項、資料 21-2：第3条第1項】

本学では、設立団体である秋田県から6年ごとに示される中期目標を達成するために、当該6年ごとの中期計画及び毎年の年度計画を作成し、これらの計画に基づき事業を推進している。そして毎年度、当該中期計画及び年度計画に照らし、前年度の事業についての実績を取りまとめ、秋田県地方独立行政法人評価委員会に報告するとともに、その評価を受けている。（地方独立行政法人法第28条第1項）

当該実績の作成と併せて、毎年、本学独自の自己点検・評価を実施している。【資料 21-3、資料 21-4、資料 21-5、資料 21-6、資料 21-7】

大学院に係る自己点検・評価については、はじめに、事務局各課室において、上記の年度計画及びその実績に沿って、それぞれが所管する事務を点検し、自己点検・評価報告書の素案を作成する。当該素案を、事務局全体で検討した後に、学長、副学長の決裁を経て、大学院自己評価委員会に附議する。同委員会では、評価担当課の職員のほか、関係課室の責任者の同席の下に、自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。【資料 21-8】

なお、当該自己点検・評価報告書は、学部を含む大学全体に係る一体的な報告書として作成しており、学部に関する部分は、同様の手続を経て、自己評価委員会において作成している。【資料 21-9】

また、当該自己点検・評価報告書は、大学経営会議に附議し、自己点検・評価の結果について審議するとともに、これに対する経営陣の意見、判断等を仰いでいる。

自己点検・評価の結果、課題とされた事項については、随時、事務局及び教職員レベルにおいて改善に取り組んでいるほか、必要に応じて、大学経営会議又は大学院運営委員会に審議事項として附議し、改善についての検討等を行うこととしている。なお、継続的、長期的に取り組むべき課題等については、翌年度以降の事業計画に盛り込むこととしている。

② 自己点検・評価のための組織体制

自己点検・評価を実施する組織体制については、学則第2条第2項に基づき、大学院を含む大学全体の自己点検・評価を行う組織として、学長、本学の教育研究上の重要な組織の長等により構成する自己評価委員会を設置しており、大学院の設置以来、その自己点検・

評価（専門職大学院認証評価に替わる外部評価（2012年度）に係る自己点検・評価を除く。）は、この自己評価委員会が、大学全体の自己点検・評価の一環として実施してきたが、専門職大学院認証評価等における、より専門性の高い自己点検・評価を組織的かつ継続的にするため、2016年4月に、学長、副学長、グローバル・コミュニケーション研究科長、各領域代表等により構成する大学院自己評価委員会を設置し、大学院に係る自己点検・評価は、同委員会が実施することとした。

また、当該自己点検・評価の結果については、経営審議機関としての大学経営会議が審議することとしている。

なお、専門職大学院認証評価に替わる外部評価（2012年度）に係る自己点検・評価については、研究科長、各領域代表等により構成したワーキンググループにおいて、自己点検・評価を実施している。【資料 21-10】

（評価の視点 8-1）

○ 自己点検・評価、認証評価等の結果を教育研究活動等の改善・向上へ結びつけるための仕組み

自己点検・評価及び認証評価等の外部評価において課題とされた事項等については、随時、事務局担当部署において、研究科長、各領域代表者らと協議を行い、その対応を検討している。また、定款第 17 条第 4 項第 2 号において「組織及び運営の状況に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項」は経営審議機関（大学経営会議）の審議事項とされているほか、教育研究に関する重要事項については大学院運営委員会の審議事項であるため、課題等の内容に応じて、これらの組織において検討・協議を行い、教育研究活動等の改善・向上につなげることにしている。【資料 21-11：第 17 条第 4 項第 2 号、資料 21-12】

なお、事務組織と関係諸組織の連携については、54 頁「事務組織と関係諸組織の連携」を参照されたい。（評価の視点 8-2）

○ 認証評価機関等からの指摘事項への対応状況

本学大学院については、前述の自己点検・評価を実施しているほか、認証評価機関による評価、本学独自の外部評価及び地方独立行政法人法に基づく秋田県地方独立行政法人評価委員会による事業実績の評価により、その教育研究活動等について、継続的かつ重層的に点検・評価を行っている。【資料 21-13、資料 21-14、資料 21-15】

① 専門職大学院認証評価に替わる外部評価における指摘事項等への対応状況

本学大学院に係る第一回目の認証評価については、これを受審する年であった 2012 年当時において、グローバル・コミュニケーション分野の認証評価を実施する認証評価機関が存在していなかったため、学校教育法第 109 条ただし書きの規定による認証評価の代替措置として、本学独自の外部評価を実施したところである。【資料 21-10、資料 21-13】

当該外部評価においては、「改善を要する点」として、次の 2 点が指摘された。

- (1) 公表されているシラバスの記述（特に成績評価方法）に不完全なものが一部見受けられる。

基準 2「教育課程及び教員体制」観点 2-7

大学が示したガイドラインにしたがって作成されたシラバスが、大学のウェブサイト上で公表され、学生の学習などに有効に活用されている。各教員がシラバスを作成後、領域代表による承認を必要とすることで、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）との接合性を担保しようとする工夫が見られるなど、概ね適切に対処されている。なお、公表されているシラバスの記述（特に成績評価方法）に不完全なものが一部見られ、この点については改善が求められる。

この指摘に対しては、各領域代表によるシラバスのチェックの徹底を実施してきたところであるが、2015年4月1日から導入した大学の新たな総合情報管理システム(ATOMS)において、シラバスのチェックシステムを改善し、各領域代表から、シラバスを作成する教員への修正指示が簡易かつ迅速に行えるように措置することで、改善を図った。

(2) 学生のキャリア展望が確立されていない面が一部認められる。

基準3「学習の成果」観点3-3

研究科の修了生数は現時点では少なく、学習成果があがっているかについての判断は時期尚早かもしれない。しかし、教員になるものを中心に、高度専門職としてのキャリアに進んだ者が多く見られる。なお、日本語教員や通訳、ジャーナリストなど、修士課程修了のみではすぐにキャリアの確立が難しい分野もあり、入学志願者や学生への明確な説明、修了後の継続的な支援等の強化が望まれる。

この指摘に対しては、学内外で実施している大学院説明会において、特に、専門職大学院としての本研究科の特性について、十分に説明し、出願前に理解を得るように努めてきたが、出願前に直接の説明を得る機会を持たずに入学してきた学生が、入学後に専門職大学院としての修学形態に戸惑うケースが避けきれないことから、2017年度入学者を対象とする入試から、出願前に、領域代表との面談（電話、インターネットを活用したテレビ電話を含む。）を強く推奨することとし、大学院案内、本学ホームページ等によって周知している。【資料21-16：20、21頁、資料21-17】

また、当該外部評価において「更なる向上が期待される点」として挙げられた点については、それぞれ次のとおり対応している。【資料21-13】

(1) 大学院生の学習のために必要な専門雑誌、文献のさらなる充実が期待される。（基準4「教育・学習支援環境」観点4-3 関係）

2014年度において、幅広い学術分野を網羅した電子書籍サービスを導入したほか、2016年度には、さらに電子ジャーナル分野を充実させ、大学院生の学修のために必要な図書・資料等を充実させた。（46頁「図書・資料等の整備状況」参照）

(2) 大学のみの努力で実施される内容ではないが、キャンパスへのアクセスの手段（バス等の公共交通）の充実が望まれる。（基準4「教育・学習支援環境」観点4-4 関係）

事務局担当者が、年に1回、大学への路線バスを運行する事業者と協議し、JRのダイヤ改正に合わせたバス運行スケジュールの見直しなどを行い、大学へのアクセスの改善を図っている。

2015年度には、当該事業者との協議の結果、御所野（イオンショッピングセンター）

ー大学間のバスが1便増便となり、学生の日常生活、アルバイト等の利便性が向上した。

- (3) 大学や学生たちの高い期待を受けて、少数の教職員が大学院のみならず学内で複数の重要な職務を兼務する傾向がみられる。持続的に質の高い教育を提供する観点からも、大学院教育に専念する教職員のさらなる量的な充実が期待される。(基準5「教育の内部質保証と教育情報の公開」観点5-9関係)

大学院の専任教員数については、29頁「専任教員の数、構成等」において述べたとおり、法令上の基準を満たしているが、さらなる量的な充実のため、2016年9月に新たに2名の専任教員(いずれも外国人。)を採用し、2017年4月には1名の採用を予定している。

- (4) 教員の多角的な資質・活動をさらにアピールするメッセージ性のある教育情報の公開をめざしてもよいのではないか。(基準5「教育の内部質保証と教育情報の公開」観点5-9関係)

2015年4月の総合情報管理システムの更新において、教員データベースシステムを導入し、教員自身による経歴、職歴等の追加ができるようにするとともに、専門分野等からの教員の検索を可能にするなどして、教員の資質・活動をアピールできる体制を整えた。

② 機関別認証評価における指摘事項への対応状況

5頁「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定及び周知」において述べたとおり、2015年度に受審した機関別認証評価において、大学院の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が策定されていないことが「努力課題」とされていたが、大学院運営委員会における審議により両方針案を策定し、大学経営会議による審議・決定を経て、これらを本学ホームページにおいて公表した。【資料21-14：4頁、資料21-18、資料21-19、資料21-20】

③ 秋田県地方独立行政法人評価委員会による実績評価における指摘事項への対応状況

36頁「定員の管理」において述べたとおり、本学大学院はその設置以来、収容定員を充足することができず、秋田県地方独立行政法人評価委員会による年度ごとの業務実績評価においても、その改善を指摘されてきたところである。【資料21-6】

この点については、引き続き、本学学部生を対象とした説明会の開催、学外における各種説明会への参加、民間事業者が運営する大学院生募集サイトへの参加などにより、積極的に本学大学院を広報し、収容定員を安定的に充足できるよう努めていきたい。

(評価の視点8-3、8-4)

○ 独自の外部評価等の実施

本学では、学部を含む大学全体の教育研究活動等について、客観的な視点からの評価・検証を行うため、学外有識者(委員6名中2名が外国人)による外部評価を概ね2年に1回実施してきた。【資料21-1：第2条の2、資料21-15、資料21-21】

なお、当該外部評価は、2015年度においては、本学が機関別認証評価を受審し、緻密かつ客観的な評価を受けたことから実施していない。また、2016年度以降は、重要度の高い事業に集中した、より効果的・効率的な評価を行う観点から、スーパーグローバル大学創成支援事業について特化して行うこととしている。

また、本学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対し提言又は助言を行う諮問組織として、トップ諮問会議を設置している。当該会議は、県内外の有識者 8 名（委員 8 名中 2 名が外国人）で構成しており、原則として年 1 回開催し、大所高所から本学の運営等について提言等をいただいている。【資料 21-1：22 条、資料 21-22、資料 21-23：69 頁、資料 21-24】（評価の視点 8-5）

<根拠資料>

- ・ 21-1 学則（資料 既出 1-2）
- ・ 21-2 大学院学則（資料 既出 1-3）
- ・ 21-3 中期目標（2016-2021 年度）（資料 既出 14-1）
- ・ 21-4 中期計画（2016-2021 年度）（既出 資料 3-3）
- ・ 21-5 年度計画（2016 年度）
- ・ 21-6 公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する評価結果（2011 年度～2015 年度）
- ・ 21-7 自己点検・評価報告書（2011 年度～2015 年度）
- ・ 21-8 大学院自己評価委員会規程
- ・ 21-9 自己評価委員会規程
- ・ 21-10 専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科 平成 22 年度自己点検・評価
- ・ 21-11 定款（既出 資料 1-1）
- ・ 21-12 大学院運営委員会規程（既出 資料 3-5）
- ・ 21-13 公立大学法人国際教養大学大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科（専門職大学院）外部評価報告書
- ・ 21-14 国際教養大学に対する大学評価（認証評価）結果（既出 資料 3-4）
- ・ 21-15 AKITA INTERNATIONAL UNIVERSITY EXTERNAL EVALUATION REPORT（2011 年度、2013 年度）
- ・ 21-16 大学院案内 2017
- ・ 21-17 大学ホームページ（入試制度）（既出 資料 14-7）
- ・ 21-18 大学院運営委員会議事概要（2016 年 11 月 15 日）（既出 資料 3-6）
- ・ 21-19 大学経営会議議事録（2016 年 11 月 17 日）（既出 資料 3-7）
- ・ 21-20 大学ホームページ（3 つのポリシー）（既出 資料 3-8）
- ・ 21-21 外部評価委員会規程
- ・ 21-22 トップ諮問会議規程
- ・ 21-23 大学案内 2016-2017（既出 資料 16-2）
- ・ 21-24 トップ諮問会議議事録（2014 年度、2015 年度）

項目 22：情報公開（評価の視点 8-6～8-9）

<現状の説明>

- 自己点検・評価結果の公表状況

本学では、毎年の自己点検・評価の結果のほか、2012 年度に実施した専門職大学院認証評価に替わる外部評価及び 2015 年度に実施した機関別認証評価に係る自己点検・評価の結果を

本学ホームページにおいて公表している。【資料 22-1】（評価の視点 8-6）

○ 認証評価結果等の公表状況

本学では、2012 年度に実施した専門職大学院認証評価に替わる外部評価及び 2015 年度に受審した機関別認証評価の結果を本学ホームページにおいて公表している。

また、本学が独自に実施している外部評価（専門職大学院認証評価に替わる外部評価を除く。）及び秋田県地方独立行政法人評価委員会による中期及び年度の業務実績に係る評価結果についても本学ホームページにおいて公表している。【資料 22-1】（評価の視点 8-7）

○ 大学院の組織運営、諸活動等についての情報公開の状況

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定により公表するものとされている教育研究活動等の状況については、本学ホームページで一括して公表しているほか、必要に応じて学生便覧や大学院案内等において公表している。さらに、地方独立行政法人法の規定により公表又は公告が義務付けられている業務方法書、中期計画、年度計画、会計財務諸表等についても本学ホームページで公表している。【資料 22-1】

なお、情報公開請求への対応については、秋田県の機関と同様に、県の情報公開条例に基づき対応している。【資料 22-2、資料 22-3】（評価の視点 8-8）

<根拠資料>

- ・ 22-1 大学ホームページ（情報公開（教育情報、財務諸表、ガバナンス））
- ・ 22-2 秋田県情報公開条例
- ・ 22-3 情報公開規程

【8 点検・評価、情報公開（項目 21～22）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

自己点検・評価について、専門職大学院認証評価などに係る専門性の高い自己点検・評価を組織的かつ継続的に実施するため、2016 年度に、常設の自己点検・評価組織として、大学院自己評価委員会を設置した。

同委員会には、学長、副学長、研究科長のほか、各領域から領域代表が参画しているところであるが、本学専門職大学院が小規模であることもあり、領域代表が各領域における教育研究活動はもとより、個々の学生の修学、就職等の状況に至るまでを相当程度に把握しているため、今回の専門職大学院認証評価においては、各領域代表が中心となり、事務局評価担当部署との連携の下に自己点検・評価作業を進めた結果、効率的かつきめ細かい検証が実施できた。また、同様の理由により、毎年実施する自己点検・評価においても、検証を深めることができると考えている。

一方、トップ諮問会議や外部評価委員会を設け、定期的に学外者の意見を聴取する仕組みも構築している。

また、自己点検・評価その他各種評価の結果、大学院の組織運営の状況等については、ホームページ等による積極的な情報公開に努めている。

○ 改善すべき事項

毎年実施している自己点検・評価のほか、独自の外部評価、秋田県地方独立行政法人評価委員会による事業実績の評価、認証評価機関による評価等により、大学院の運営等について重層的に評価を実施してきたところであるが、評価に係る事務作業量が大きな負担となっているため、これらの評価業務の効率化等を検討していく必要がある。

【8 点検・評価、情報公開（項目 21～22）の将来への取り組み・まとめ】

中期計画及び年度計画に基づき事業を推進するとともに、当該事業について、毎年、自己点検・評価を実施しているほか、定期的に、認証評価機関による評価、秋田県地方独立行政法人評価委員会による事業評価、独自の外部評価等により客観的な評価を受けることで、重層的な評価を実施している。

これらの評価結果に基づき、大学経営会議、大学院運営委員会、本研究科、事務局等が連携を図りながら、課題の改善に取り組み、継続的に大学院業務の質の向上に努めている。

また、2016年度には、大学院自己評価委員会を設置し、専門職大学院などに係る専門的な評価についても組織的に対応する体制を構築している。

今後とも、これらの自己点検・評価等の取組を維持するとともに、認証評価等の制度を活用することで、組織的かつ継続的な検証を実施していくほか、各評価結果を有効に活用し、大学院運営の改善・向上に努めていく。

また、ホームページ等を活用して、これらの評価結果を含む大学院運営に係る様々な情報を積極的に公開していく。

なお、評価業務の効率化については、本学独自の外部評価の対象をスーパーグローバル大学創成支援事業に特化したほか、そのほかの評価事務についても、評価の質を維持しながら、より効率的に業務を行う方法等を検討していく。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価は、学長、副学長、グローバル・コミュニケーション実践研究科長等により構成する大学院自己評価委員会における5回にわたる審議・検討を中心に、本研究科の各領域代表と事務局各課室の職員の密接な連携と協働の下に作業が進められた。

この自己点検・評価の作業を通じて、本研究科が養成すべき人材像と、それを達成するための教育内容等について、関係者間において改めて共有・分析することができたほか、本研究科が、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院としての使命とその固有の目的を果たし、現代のグローバル社会において必要とされる「国際コミュニケーション能力を有する高度専門職業人」を養成するという役割を十分に果たしていることを再認識する機会になったと考えている。

一方で、従前からの懸案事項であった収容定員の未充足のほか、事務局における高い資質を有する職員の安定的な確保、図書館における電子リソースのより一層の活用など、今後解決すべき課題や、さらなる発展のための目標を認識することができた。

今回の自己点検・評価の結果を、大学経営会議、大学院研究科委員会等の管理運営組織はもとより、本研究科の教員、事務局職員の間において共有し、今後の大学院運営の改善・向上に生かしていきたい。

(2) 今後の改善方策、計画等について

今回の自己点検・評価において改善すべきであるとした点については、次のとおり、改善・向上を図っていきたい。

収容定員の安定的な充足については、引き続き、全国主要都市における大学院説明会及び国内の大学卒業者に配慮した4月入学を実施するとともに、各種広報媒体を効果的に活用した大学院の一層の広報に努めていく。

また、事務局を安定的に運営するために、福利厚生の実施やワークライフバランスを考慮した働き方の提案などにより職員の定着に努めるとともに、英語力や事務能力を高めるための研修などを企画・実施していく。

さらに、学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、図書館における電子リソースの利便性を高めるディスカバリーサービスを導入することを検討していく。

なお、英語教員、日本語教員、そして企業・機関等におけるグローバル人材を取り巻く環境は、社会の動向と共に常に変化しており、本研究科は、社会のニーズに迅速に対応していく柔軟性と機動力を維持していく必要があると考える。

各領域における教育方法の継続的な議論をはじめとして、FD等の機会を十分に活用して、今後とも、教育内容・方法の質の向上と改善に努めていきたい。